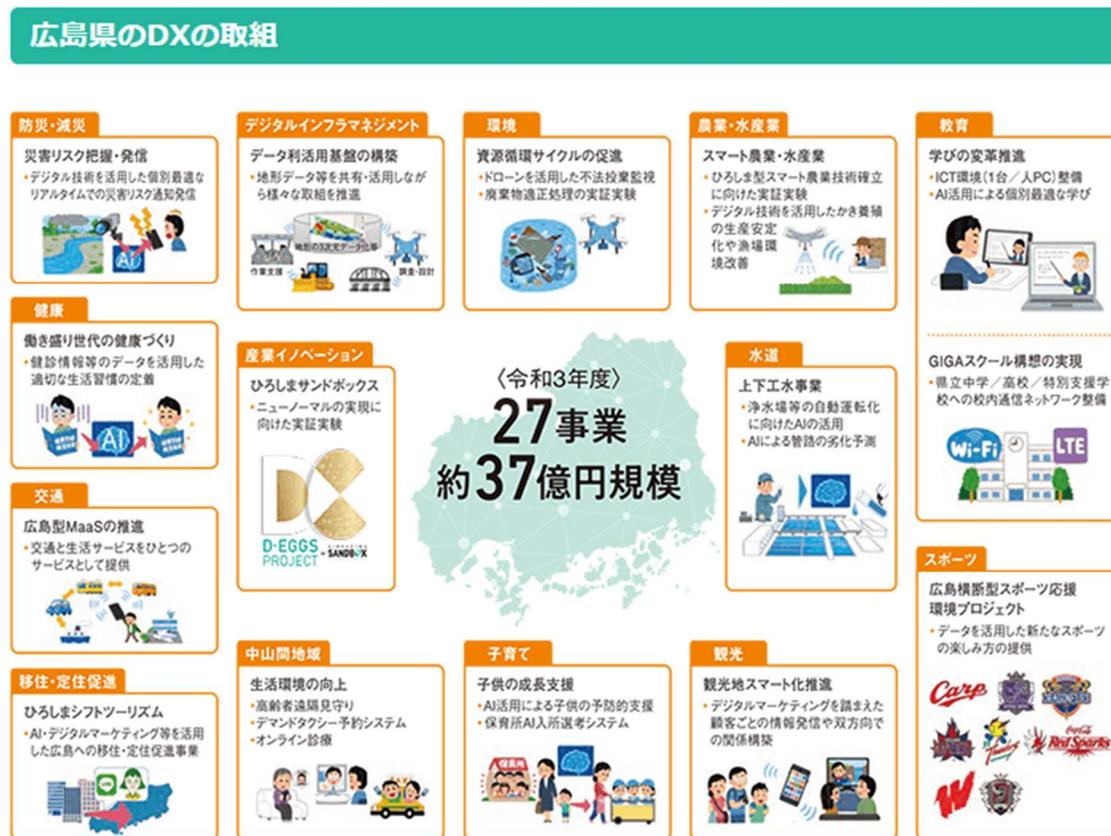


第13 税務システムについて

1. 広島県のDXへの取組

広島県は早くから自治体業務のデジタル化と全体最適化に取り組んでおり、2010年から会議のペーパーレス化やテレワークを積極的に導入してきた。多くの自治体に先駆けて「イノベーション立県」というコンセプトを掲げ、2019年7月にはDX推進本部を設置し県庁全体でDXを推進している。



(出典：広島県公式サイト「企業のための広島県ガイド」)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/aratanamiryoku/sandbox.html>

DX推進本部では、「仕事・暮らしのデジタル化」「地域社会のデジタル化」「行政のデジタル化」の3本柱を立て、DX関連施策を全庁的な取組として推進した結果、DXの必要性に対する理解は進みつつあるが実際にはDXに取り組めていない民間事業者や行政機関がまだ多いのが現状である。

こうした現状を踏まえ、DXの推進によって県民の暮らしを豊かにするデジタル社会の形成にあたっては、行政においてDXにさらに積極的に取り組むとともに、農林水産や建設、製造、医療福祉、教育などの各分野において、民間事業者が主導的な役割を果たす必要があり、加えて、行政においては民間事業者の取組を必要に応じて後押しすることが重要になる。

そこで、広島県は「広島県DX加速プラン」を策定した。当プランは、国や県を取り巻く

状況を踏まえながら、DXについて、行政が民間の知見を活用しながら積極的に環境整備を行い、民間事業者がこれまで以上に自律的・持続的に推進する「全県的な取組」へと加速させるための方針を明らかにするものである¹⁰。

2. 電子計算組織による県税事務処理の概要

現在実行中の「広島県 DX 加速プラン」に繋がる、電子計算組織による移行事務の経過は以下のとおりである¹¹。

昭和 43 年	4 月	自動車税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同 8 月	個人事業税の賦課事務、収納事務及び統計事務
昭和 44 年	10 月	自動車税納税証明（継続検査用）事務
昭和 46 年	4 月	娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、軽油引取税の賦課事務、 収納事務及び統計事務
	同	鉦区税の定期賦課事務及び定期賦課に係る統計事務
	同	法人県民税及び法人事業税に係る申告書用紙及び納付書用紙の作成
昭和 47 年	4 月	法人県民税及び法人事業税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同 5 月	自動車登録情報（分配テープ）の利用による自動車税の賦課事務
昭和 48 年	4 月	不動産取得税の賦課事務、収納事務及び統計事務
	同	滞納繰越分の管理事務、収納事務及び統計事務
昭和 50 年	4 月	証紙徴収に係る自動車税、自動車取得税の賦課事務及び統計事務
昭和 53 年	1 月	県税・県税税外調定収入等管理事務
昭和 58 年	7 月	「税務事務オンライン化検討プロジェクト」発足。オンライン化の 可能性について検討
昭和 59 年	4 月	昭和 61 年 4 月稼働を目的に税務オンライン・システムの開発に着手
	同 6 月	税務事務のオンライン化に関する要望等について調査
昭和 60 年	4 月	磁気テープ交換による口座振替分収納事務
	同 7 月	たばこ流通情報管理システムの事務
昭和 61 年	4 月	税務オンライン・システム運用開始
昭和 62 年	4 月	県税決算事務
昭和 63 年	1 月	過誤納均等還付充当事務
	同 4 月	県民税利子割の賦課事務、収納事務及び統計事務
平成 元年	4 月	ゴルフ場利用税及び特別地方消費税の賦課事務、収納事務及び 統計事務
平成 2 年	4 月	軽油流通情報管理システムの事務

¹⁰ 広島県「広島県DX加速プラン」（令和4年11月）参照。

¹¹ 広島県総務局税務課「令和6年度版 広島県税務統計要覧 第68号」111頁～113頁。

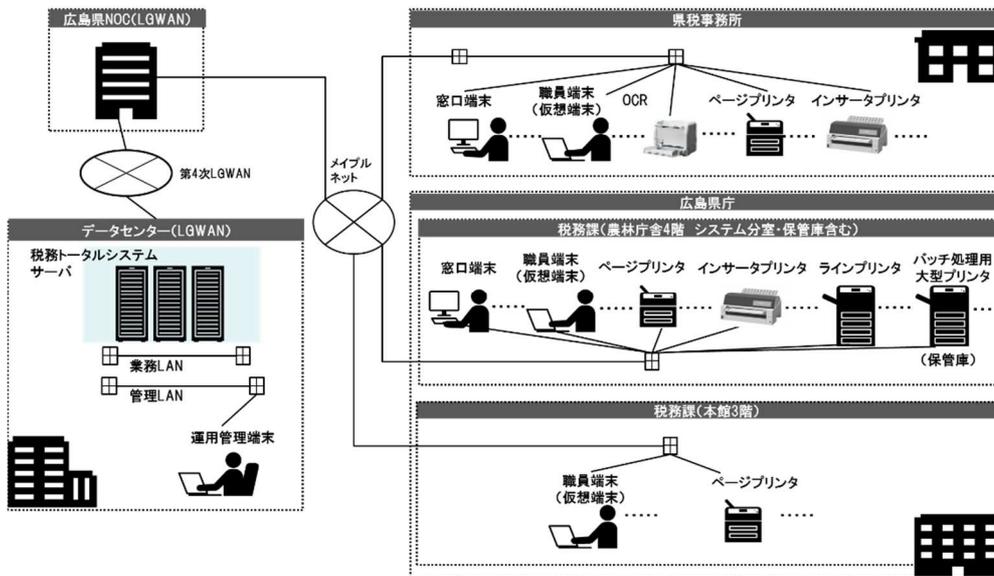
平成 5年	4月	オンラインによる軽油引取税免税証発行
平成 8年	4月	「税務電算システム調査研究会」を設立し、トータルシステム化を検討
平成 9年	4月	地方消費税市町村交付金算定システムの事務
同		平成12年7月稼働を目的に税務トータルシステムの開発に着手
平成12年	9月	税務トータルシステム運用開始
平成15年	4月	産業廃棄物埋立税システム運用開始
平成16年	2月	県民税配当割・株式譲渡所得割システム運用開始
平成16年	11月	外形標準課税に対応する法人二税システム等運用開始
平成18年	1月	地方税電子申告システム運用開始
平成18年	5月	自動車税のコンビニ収納開始
平成19年	4月	納税証明書（自動車継続検査用）自動発行機の運用開始
同		税務システムの効率化（ダウンサイジング）を検討
平成20年	2月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器）
平成21年	4月	組織再編に伴う税務トータルシステム端末機器等の再配置
同		県税事務所へ地方税電子申告端末配置
平成21年	6月	地方法人特別税に対応する法人二税システム等運用開始
平成23年	3月	ダウンサイジング終了、新システムの運用開始
		端末共用化の整備（LANPC共用化）
		税務システムにEUC機能を追加
		徴収支援システム運用開始
平成23年	4月	eLTAX 国税連携システムに係る個人事業税賦課処理の運用開始
平成23年	5月	口座振替分収納事務を磁気テープ交換からデータ伝送方式に変更
平成24年	4月	マルチペイメント納付を開始（個人事業税、不動産取得税、自動車税）
		コンビニ納付対象税目を拡大（個人事業税及び不動産取得税を追加）
		口座振替対象機関にゆうちょ銀行を追加
平成25年	8月	端末機器の一括更新（パソコン、プリンター、OCR機器、自動発行機）
平成26年	4月	法人二税申告書等のPDF化による保管作業
平成26年	7月	徴収状況集計システムの運用開始
平成26年	10月	税務ファイルサーバの運用開始
平成27年	4月	自動車税納付確認システム（JNKS）稼働に係る連携開始
平成28年	2月	税務サーバ等一部更新（運用管理サーバ、バックアップサーバ、ラインプリンター等）
平成28年	3月	番号制度（マイナンバー）に対応する法人二税システムの運用開始

平成 28 年	5 月	自動車税（定期賦課分）のクレジット収納開始
平成 28 年	10 月	税務サーバ等機器更新
平成 29 年	4 月	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用開始
平成 30 年	7 月	自動車税納付確認システム（JNKS）の自動連係開始
平成 31 年	4 月	PayB（ペイビー）納付を開始（個人事業税、不動産取得税、自動車税）
令和 元年	9 月	新税務トータルシステム運用開始 Web システム化 仮想端末を使用し、手のひら静脈とパスワードによる二要素認証によるセキュリティ向上
令和 元年	10 月	共通納税の運用開始
令和 2 年	3 月	産業廃棄物埋立税の電算税目化
令和 2 年	9 月	特別法人事業税に対応する県税管理システム等運用開始
令和 3 年	1 月	PayPay、LINEPay 納付を開始（個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割）
令和 3 年	10 月	共通納税対象税目の拡大（金融所得課税）
令和 5 年	1 月	自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）更新 軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽 OSS）運用開始
令和 5 年	4 月	自動車税種別割納税通知書等に eL-QR を印字
令和 5 年	4 月	県独自のクレジット収納、PayB（ペイビー）、PayPay 及び LINEPay 納付を廃止
令和 6 年	4 月	個人事業税、不動産取得税、法人二税、県民税利子割、軽油引取税、ゴルフ場利用税及び鉾区税の税額を印字した納付書に eL-QR を印字

3. 現行の税務トータルシステム導入

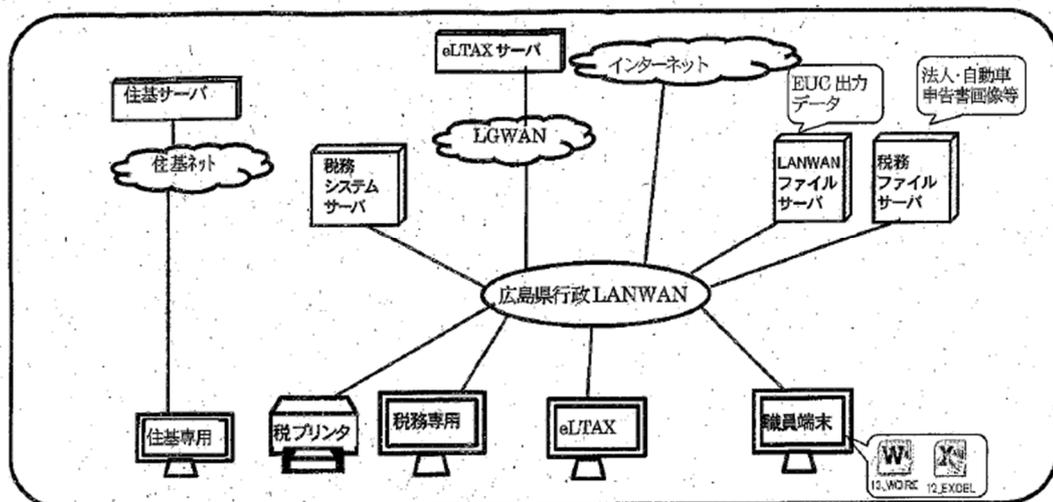
(1) 税務トータルシステムの概要

DX 推進本部を中心としたデジタル変革の一環として、令和元年 9 月に現行の税務トータルシステムが稼働した。税務トータルシステムの全体像は以下のようになっている。

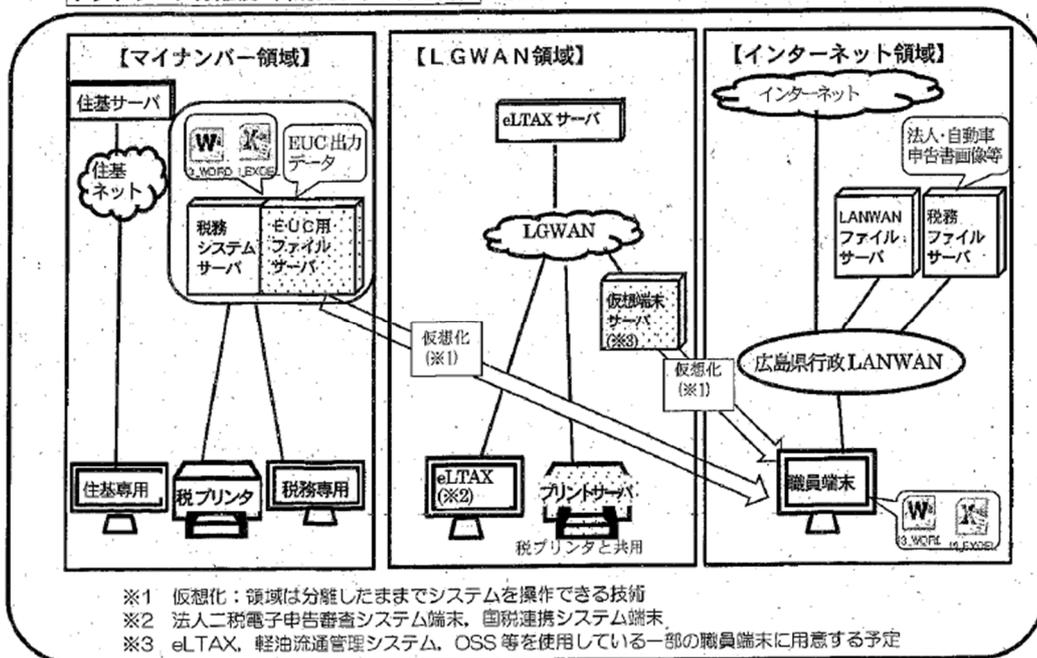


税務トータルシステムのサーバ群をデータセンターに設置し、LGWAN を介して県税事務所や税務課の端末やプリンター等と接続している。税務トータルシステムは、総務省通知等に基づいて全庁的に進められているネットワーク分離への対応が図られている。ネットワーク分離とは、情報通信ネットワークについて、特定個人情報を扱う「マイナンバー利用事務系（税務トータルシステム）」、「LGWAN 系（エルタックス等）」及び「インターネット接続系（LANWAN）」の3つの領域に分割し、原則、領域間のデータの送受信を制限するものである。税務トータルシステムは、特定個人情報を扱うシステムであるため、他の領域に属する機器とのデータの送受信が制限されることとなる。

現行（平成29年6月まで）



ネットワーク分離後（平成 29 年 7 月以降） 網掛け部分は今回追加するもの



(2) 税務トータルシステムの特徴

① Web ブラウザから起動する Web システム

税務トータルシステムは、Web ブラウザから起動する Web システムである。Web ブラウザが搭載されている機器であれば接続でき、各オンライン端末でセットアップ等の作業は不要である。

また、複数の職員が同時に税務トータルシステムの各業務プログラムを使用でき、オンライン処理で更新したデータは、税務トータルシステム内のデータベースに蓄積され、他の県税事務所、税務課でリアルタイムに参照できる。

② 複数画面の同時起動

業務画面を表示したままで、業務画面とは別に照会画面を表示できる。これにより、業務画面で入力中に電話対応などで別の対象者の情報を照会し、照会画面で登録されている内容を確認しながら業務画面で情報を入力することができる。

③ セキュリティ

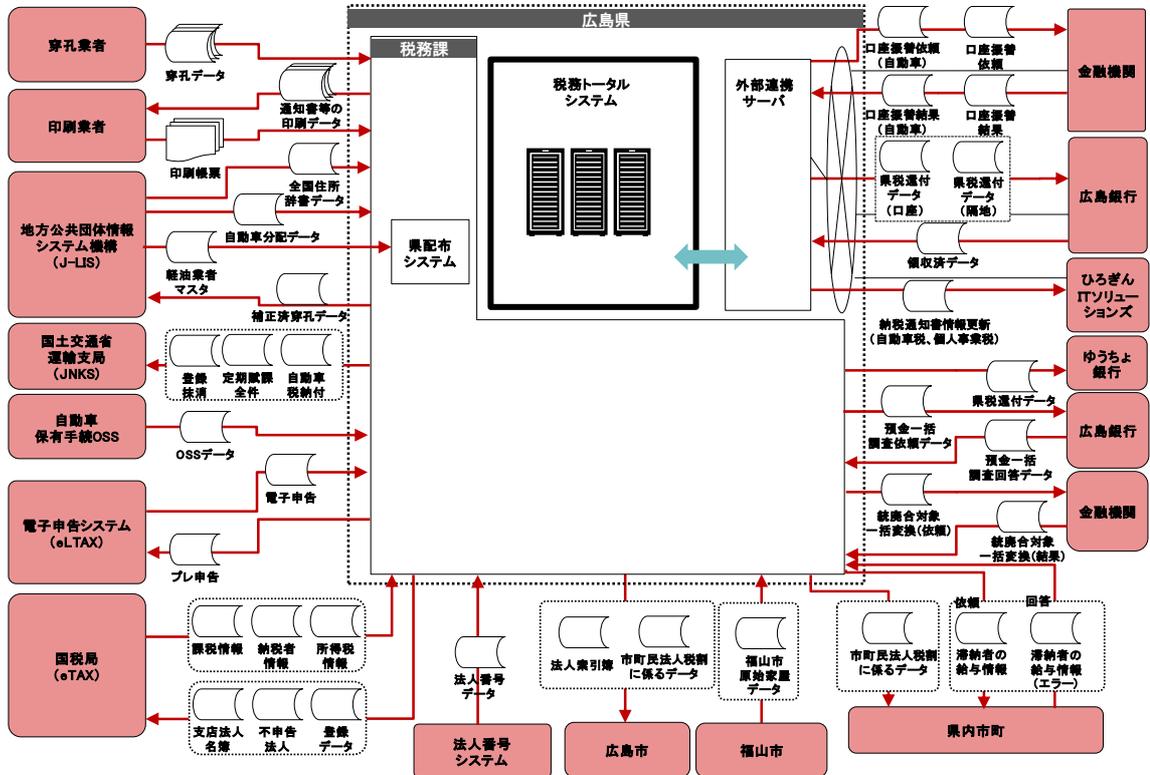
生体認証（手のひら静脈認証）及びパスワードで本人確認をすることにより、高いセキュリティを実現している。

④ 帳票の印刷

バッチ処理及びオンライン端末から帳票を出力できる。オンライン端末からは、紙での印刷のほか PDF、CSV、Excel の各形式のファイルで出力できる。

(3) 税務トータルシステムの外部連携

税務トータルシステムでの関連機関との連携は以下の通りとなっている。



(4) 税務トータルシステム導入時の経緯

前税務トータルシステムは、平成8年から4年半をかけて再構築を行い、納税者サービスの向上、税務事務の効率化及び県税事務所間における税務情報の共有化の促進を進めるべく平成12年9月中旬から稼働した。

その後、汎用機システムによる運用からクライアントサーバ方式へのダウンサイジングを行い、度重なる税制改正への対応を繰り返してきたが、設計思想が開発当初のままであったこと、システムの複雑化・肥大化により改修費の高額化を招いているという問題があり、運用・保守を含めた経費の削減対策を施す必要があった。このような経緯等を踏まえて、税務事務とシステムを両面から見直し、納税者サービスの向上、税務事務の効率化、税務システムの適正化、税務システムの高度化及び情報セキュリティの高度化を図ることを基本理念として、現行の税務トータルシステムを導入するにいたった。現行の税務トータルシステムの構築に当たっては、「メーカー独自の技術によらないオープンなシステムとすること」を基本的な考え方とした。

現行の税務トータルシステム構築時には、新潟県、鳥取県及び島根県を視察するとともに、愛知県と岐阜県からシステムの仕様書等の提供を受け、他県の状況についての検討をしつつ、三菱総合研究所作成のRFI結果分析結果報告書(案)をベースに、三菱総

合研究所の協力を得て、税務トータルシステム構築に係る設計価格や落札者決定基準などの検討を行った。

上記分析結果報告書は、複数の都道府県に税務システム導入実績のある事業者へ情報提供依頼（RFI）を実施し、その結果をまとめたものである。各社の回答状況は以下の通りである。

○；全て回答、△；一部回答、×；回答なし

提出資料	日立製作所	富士通	日本電気	NTTデータ
ア 税務システムパッケージ概要	○	○	×	○
イ 都道府県における導入実績	○	○	×	○
ウ ①別紙2 機能要件一覧	○	○	○	○
ウ ②別紙3 課題要望一覧	○	○	○	○
エ ①回答1 経費試算表（税務トータルシステム）	○	○	○	○
エ ②回答2 経費試算表（サーバ機器等）	○	○	○	○
エ ③回答3 詳細積算書（システム構築）	△	△	△	○
エ ④回答4 詳細積算書（システム運用保守）	△	△	△	○
エ ⑤回答5 詳細積算書（機器更改）	△	△	△	○
オ ①システム共同化提案	×	○	×	○
カ その他	×	×	×	○
※ パンフレット等	×	×	×	○

（出典：株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼（RFI）結果分析結果報告書（案）」）

続いて、機能適合度及び課題要望適合度についての結果が報告されている。各社の結果はそれぞれの個性を反映したものとなっていた。結果は以下の通りである。

【日立製作所】

業務	機能数	課題要望数	計	日立												全体 ◎○		
				機能						課題要望								
				◎	○	△	×	—	計	%	◎	○	△	×	—		計	%
①納税者管理業務	10	10	20	10	0	0	0	0	10	100%	1	3	0	6	0	10	40%	70%
②法人二税業務	24	42	66	24	0	0	0	0	24	100%	3	10	0	29	0	42	31%	56%
③県民税利子割業務	15	3	18	15	0	0	0	0	15	100%	0	1	0	2	0	3	33%	89%
④個人事業税業務	18	16	34	18	0	0	0	0	18	100%	0	5	0	11	0	16	31%	68%
⑤不動産取得税業務	18	36	54	18	0	0	0	0	18	100%	0	15	0	18	3	36	42%	61%
⑥間税業務（ゴルフ場利用税）	15	0	15	15	0	0	0	0	15	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑦間税業務（軽油引取税）	18	0	18	18	0	0	0	0	18	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑧間税業務（特別地方消費税）	3	0	3	3	0	0	0	0	3	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑨自動車税業務	29	21	50	28	0	0	1	0	29	97%	0	8	0	13	0	21	38%	72%
⑩自動車取得税業務	6	2	8	6	0	0	0	0	6	100%	0	1	0	1	0	2	50%	88%
⑪地区税業務	6	0	6	6	0	0	0	0	6	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑫収入管理業務	13	10	23	13	0	0	0	0	13	100%	0	2	0	8	0	10	20%	65%
⑬還付充当業務	34	9	43	33	0	0	1	0	34	97%	0	2	0	7	0	9	22%	81%
⑭口座振替業務	25	6	31	25	0	0	0	0	25	100%	0	2	0	4	0	6	33%	87%
⑮県税管理業務	11	1	12	11	0	0	0	0	11	100%	0	0	0	1	0	1	0%	92%
⑯県税決算業務	7	0	7	7	0	0	0	0	7	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑰徴収業務	22	25	47	22	0	0	0	0	22	100%	0	6	0	19	0	25	24%	60%
⑱納税証明書発行業務	19	12	31	19	0	0	0	0	19	100%	0	9	0	3	0	12	75%	90%
⑲軽油免税証発行業務	14	5	19	14	0	0	0	0	14	100%	0	1	0	4	0	5	20%	79%
⑳共通	13	20	33	13	0	0	0	0	13	100%	1	10	0	8	1	20	55%	73%
㉑徴収支援業務	15	65	80	15	0	0	0	0	15	100%	0	8	0	57	0	65	12%	29%
合計	335	283	618	333	0	0	2	0	335	99%	5	83	0	191	4	283	31%	68%

(出典：株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼 (RFI) 結果分析結果報告書 (案)」)

【富士通】

業務	機能数	課題要望数	計	富士通														全体 ◎○
				機能							課題要望							
				◎	○	△	×	計	%	◎	○	△	×	計	%			
①納税者管理業務	10	10	20	6	0	1	3	0	10	60%	3	0	0	7	0	10	30%	45%
②法人二税業務	24	42	66	19	0	0	5	0	24	79%	23	0	0	19	0	42	55%	64%
③県民税利子割業務	15	3	18	12	0	0	3	0	15	80%	1	0	0	2	0	3	33%	72%
④個人事業税業務	18	16	34	14	0	2	2	0	18	78%	5	0	0	11	0	16	31%	56%
⑤不動産取得税業務	18	36	54	10	0	2	6	0	18	56%	7	0	0	29	0	36	19%	31%
⑥間税業務(ゴルフ場利用税)	15	0	15	9	0	1	5	0	15	60%	0	0	0	0	0	0		60%
⑦間税業務(軽油引取税)	18	0	18	8	0	3	7	0	18	44%	0	0	0	0	0	0		44%
⑧間税業務(特別地方消費税)	3	0	3	1	0	0	2	0	3	33%	0	0	0	0	0	0		33%
⑨自動車税業務	29	21	50	20	0	3	6	0	29	69%	7	0	0	14	0	21	33%	54%
⑩自動車取得税業務	6	2	8	5	0	0	1	0	6	83%	2	0	0	0	0	2	100%	88%
⑪紙区税業務	6	0	6	4	0	1	1	0	6	67%	0	0	0	0	0	0		67%
⑫収入管理業務	13	10	23	9	0	2	2	0	13	69%	3	0	0	7	0	10	30%	52%
⑬還付充当業務	34	9	43	17	0	7	10	0	34	50%	3	0	0	6	0	9	33%	47%
⑭口座振替業務	25	6	31	20	0	5	0	0	25	80%	2	0	0	4	0	6	33%	71%
⑮県税管理業務	11	1	12	4	0	1	6	0	11	36%	0	0	0	1	0	1	0%	33%
⑯県税決算業務	7	0	7	5	0	0	2	0	7	71%	0	0	0	0	0	0		71%
⑰徴収業務	22	25	47	13	0	1	8	0	22	59%	8	0	0	17	0	25	32%	45%
⑱納税証明書発行業務	19	12	31	8	0	7	4	0	19	42%	2	0	0	10	0	12	17%	32%
⑲軽油免税証発行業務	14	5	19	10	0	0	4	0	14	71%	3	0	0	2	0	5	60%	68%
⑳共通	13	20	33	6	0	0	7	0	13	46%	4	0	0	16	0	20	20%	30%
㉑徴収支援業務	15	65	80	9	0	2	4	0	15	60%	2	0	0	45	0	65	31%	36%
合計	335	283	618	209	0	38	88	0	335	62%	93	0	0	190	0	283	33%	49%

(出典：株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼 (RFI) 結果分析結果報告書 (案)」)

【日本電気】

業務	機能数	課題要望数	計	NEC														全体 ◎○
				機能							課題要望							
				◎	○	△	×	計	%	◎	○	△	×	計	%			
①納税者管理業務	10	10	20	6	0	4	0	0	10	60%	8	0	2	0	0	10	80%	70%
②法人二税業務	24	42	66	15	0	9	0	0	24	63%	26	0	16	0	0	42	62%	62%
③県民税利子割業務	15	3	18	11	0	4	0	0	15	73%	3	0	0	0	0	3	100%	78%
④個人事業税業務	18	16	34	12	0	6	0	0	18	67%	9	0	7	0	0	16	56%	62%
⑤不動産取得税業務	18	36	54	15	0	3	0	0	18	83%	27	0	9	0	0	36	75%	78%
⑥間税業務(ゴルフ場利用税)	15	0	15	10	0	5	0	0	15	67%	0	0	0	0	0	0		67%
⑦間税業務(軽油引取税)	18	0	18	10	0	8	0	0	18	56%	0	0	0	0	0	0		56%
⑧間税業務(特別地方消費税)	3	0	3	1	0	2	0	0	3	33%	0	0	0	0	0	0		33%
⑨自動車税業務	29	21	50	19	0	10	0	0	29	66%	7	0	14	0	0	21	33%	52%
⑩自動車取得税業務	6	2	8	6	0	0	0	0	6	100%	2	0	0	0	0	2	100%	100%
⑪紙区税業務	6	0	6	3	0	3	0	0	6	50%	0	0	0	0	0	0		50%
⑫収入管理業務	13	10	23	7	0	6	0	0	13	54%	7	0	3	0	0	10	70%	61%
⑬還付充当業務	34	9	43	20	0	14	0	0	34	59%	6	0	3	0	0	9	67%	60%
⑭口座振替業務	25	6	31	14	0	11	0	0	25	56%	1	0	5	0	0	6	17%	48%
⑮県税管理業務	11	1	12	3	0	8	0	0	11	27%	0	0	1	0	0	1	0%	25%
⑯県税決算業務	7	0	7	5	0	2	0	0	7	71%	0	0	0	0	0	0		71%
⑰徴収業務	22	25	47	14	0	8	0	0	22	64%	16	0	9	0	0	25	64%	64%
⑱納税証明書発行業務	19	12	31	8	0	11	0	0	19	42%	1	0	11	0	0	12	8%	29%
⑲軽油免税証発行業務	14	5	19	4	0	10	0	0	14	29%	3	0	2	0	0	5	60%	37%
⑳共通	13	20	33	6	0	7	0	0	13	46%	8	0	8	0	4	20	40%	42%
㉑徴収支援業務	15	65	80	9	0	6	0	0	15	60%	37	0	26	0	2	65	57%	58%
合計	335	283	618	198	0	137	0	0	335	59%	161	0	116	0	6	283	57%	58%

(出典：株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼 (RFI) 結果分析結果報告書 (案)」)

【NTTデータ】

業務	機能数	課題要望数	計	NTTデータ														
				機能							課題要望							全体 ◎○
				◎	○	△	×	—	計	%	◎	○	△	×	計	%		
①納税者管理業務	10	10	20	10	0	0	0	0	10	100%	10	0	0	0	0	10	100%	100%
②法人二税業務	24	42	66	23	0	1	0	0	24	96%	39	0	2	0	1	42	93%	94%
③県民税利子割業務	15	3	18	14	0	1	0	0	15	93%	3	0	0	0	0	3	100%	94%
④個人事業税業務	18	16	34	13	0	5	0	0	18	72%	16	0	0	0	0	16	100%	85%
⑤不動産取得税業務	18	36	54	16	0	2	0	0	18	89%	34	0	1	0	1	36	94%	93%
⑥間税業務(ゴルフ場利用税)	15	0	15	12	0	3	0	0	15	80%	0	0	0	0	0	0		80%
⑦間税業務(軽油引取税)	18	0	18	13	0	5	0	0	18	72%	0	0	0	0	0	0		72%
⑧間税業務(特別地方消費税)	3	0	3	2	0	1	0	0	3	67%	0	0	0	0	0	0		67%
⑨自動車税業務	29	21	50	21	0	8	0	0	29	72%	17	0	4	0	0	21	81%	76%
⑩自動車取得税業務	6	2	8	6	0	0	0	0	6	100%	2	0	0	0	0	2	100%	100%
⑪紙区税業務	6	0	6	6	0	0	0	0	6	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑫収入管理業務	13	10	23	10	0	3	0	0	13	77%	9	0	1	0	0	10	90%	83%
⑬還付充当業務	34	9	43	29	0	5	0	0	34	85%	6	0	3	0	0	9	67%	81%
⑭口座振替業務	25	6	31	21	0	4	0	0	25	84%	4	0	1	0	1	6	67%	81%
⑮県税管理業務	11	1	12	10	0	1	0	0	11	91%	1	0	0	0	0	1	100%	92%
⑯県税決算業務	7	0	7	7	0	0	0	0	7	100%	0	0	0	0	0	0		100%
⑰徴収業務	22	25	47	22	0	0	0	0	22	100%	23	0	2	0	0	25	92%	96%
⑱納税証明書発行業務	19	12	31	12	0	7	0	0	19	63%	11	0	1	0	0	12	92%	74%
⑲軽油免税証発行業務	14	5	19	12	0	2	0	0	14	86%	2	0	3	0	0	5	40%	74%
⑳共通	13	20	33	11	0	0	0	2	13	85%	16	0	0	0	4	20	80%	82%
㉑徴収支援業務	15	65	80	10	0	5	0	0	15	67%	55	0	8	0	2	65	85%	81%
合計	335	283	618	280	0	53	0	2	335	84%	248	0	26	0	9	283	88%	85%

(出典：株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼 (RFI) 結果分析結果報告書 (案)」)

日立製作所は、機能適合度が99%と極めて高く課題要望適合度は31%であることから、現行機能の承継に特化した結果であると分析されている¹²。富士通は「機能適合度は62%とやや低く、課題適合度は33%と低い適合結果となっている。特に、40%を下回る適合度が機能で2業務、課題要望で12業務と多く、全体でも49%の適合度結果となっている¹³」と分析されている。日本電気は、「機能適合度は59%、課題要望適合度は57%であり、総じて低い結果となっている。とくに⑮県税管理業務及び⑲軽油免税証発行業務が30%以下の結果となっている¹⁴」と分析されている。NTTデータは「機能適合度は84%、課題要望適合度は88%であり、総じて高い適合結果となっている。一部、⑲軽油免税証発行業務の課題要望対応が40%の結果となっているが、非常に高い適合度であると言える¹⁵」と分析されている。

¹²株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼 (RFI) 結果分析結果報告書 (案)」3頁。

¹³ 同上4頁。

¹⁴ 同上5頁。

¹⁵ 同上6頁。

システム導入に係る概算経費については、日立製作所のシステム構築費がおよそ 9.8 億円と最も安価であり、富士通がおよそ 13.3 億円と最も高い。5 か年の総額では、NTT データがおよそ 20.1 億円と最も安価であり、日本電気が 25.1 億円と最も高い結果となっている¹⁶。

分類	摘要		日立	富士通	NEC	NTTD
新税務システム構築費	(B)+(D)+(E)+(F)+(G)+(N)	一式 ※	989,400,000	1,333,002,261	1,121,072,480	1,014,088,000
データ移行費	(C)	一式	56,100,000	149,884,096	246,916,500	192,165,450
その他(設備関係等)	(J)+(K)	一式	80,750,000	0	50,456,850	131,855,496
合計			1,126,250,000	1,482,886,357	1,418,445,830	1,338,108,946
新税務システム保守費		年額	0			28,692,000
運用費	(H)+(O)	年額	140,400,000	101,390,486	58,212,000	41,104,870
施設費	(L)+(M)	年額	0	23,760,000	0	0
機器等(HW・SW)	(A)+(I)	年額	78,280,284	24,695,772	160,183,932	65,026,752
合計		年額	218,680,284	149,846,258	218,395,932	134,823,622
総額	5カ年総額		2,219,651,420	2,232,117,649	2,510,425,490	2,012,227,054

※日立、富士通は要員単価が非公認であるため、推定で試算
また、要員単価は月刊積算に基づき調整済

※1 カスタマイズはフルで想定されているため80%で試算

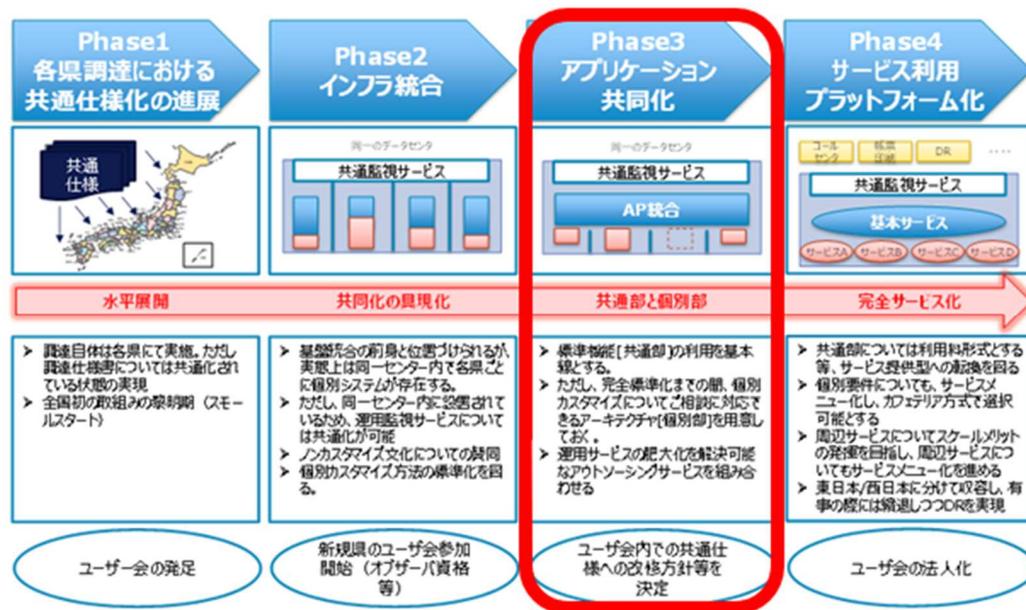
※2 概算のシステムを抑制した価格で試算

(出典：株式会社三菱総合研究所「広島県 新税務システム要件定義等支援 情報提供依頼 (RFI) 結果分析結果報告書 (案)」)

また、当該報告書は、共同化についても「2014年3月24日に『電子自治体の取組みを加速するための10の指針(総務省自治行政局地域情報政策室)』が発出され、さらには『税務システム共同化・クラウド化に関する研究会(2016年7月～)』が発足し、税務分野における自治体クラウド導入を加速させるため、共同利用にあたっての課題を整理しつつ、今後の取組の方向性を整理され始めているなど、各団体におけるクラウド化の進展に対する注目がさらに高まっている状況にある。税務システムと密接に関係する外部システムについては、eLTAXや自動車OSS、MPN等のように、共同化/標準仕様化が進展しつつある等、各団体を取り巻く共同化の潮流は今後もますます広範化・深化するものと考えられる¹⁷」とコメントしている。当該報告書においては、富士通及びNTTデータから共同化に対する提案が為されており、将来的には下表のPhase4を目指す、現実的な目標としてはPhase3が到達点であると分析している。

¹⁶ 同上14頁参照。

¹⁷ 同上29頁。



当該報告書では、RFI での提案がなかった日立製作所及び日本電気に対してもヒアリングを実施し意見を聴いた結果、いずれの会社からも前向きな回答を得たが、「実現性の観点からは NTT データに一日の長があるものと思料する¹⁸⁾と締めくくられている。

共同化については、当時の総務局税務課長は「税務システムでは毎年のように、大規模なシステム改修をとまなう税制改正があり、コスト的にも作業的にも大きな負担となっていました。2017 年にシステム更改を検討する中で、庁内から複雑化した業務プロセスの見直しやシステム共同利用の提案があり、ハードルは高いものの、運用費や改修費の削減に大きな効果が期待できると考え、共同利用を要件に含めた調達入札を行ったのです。¹⁹⁾と、また当時の総務局総括監（情報戦略）は「庁内システムの中でも税務は規模が大きく、共同利用が実現すればリターンが大きい。同じ悩みを持つ他の都道府県を巻き込むためにも、広島県がその先駆的な役割を担おうと考えました²⁰⁾と述べており、県も重要課題と位置付けていることが伺える。

加えて、当時の総務局税務課長は「今後も税制改正は引き続き多くあるでしょうし、国が主導した事務の電子化も進められていきます。日立さんと一緒に作ったシステムが、より多くの団体に採用されれば、案分効果による改修・運用コストの低減に加え、知見を集めた仕様調整でも職員の負担を軽減することができます。まだまだ乗り越えるべき課題は少なくありませんが、広島県としても積極的に日立さんと一緒に仲間を増やして

¹⁸⁾ 同上32頁。なお、筆者の私見であるが、NTTデータはeLTAXシステムの開発会社であることから、外部システムとの連携について技術的優位性を持っていたと思われる。

¹⁹⁾ 株式会社日立製作所「Case Study 広島県 共同利用を見据えた広島県の『税業務支援システム』が稼働開始」(はいたつく・2020年8月) 17頁。

²⁰⁾ 同上。

いきたいですね²¹」と、また当時の総務局総括監（情報戦略）は「広島県にとって、まだ前例のない税務システムの共同利用が、これからの大きなチャレンジです。そのため今後は各団体が持つ具体的な課題抽出やロードマップづくりなどに力を入れていきますが、そこでも日立さんの協力は欠かせません。これからも力を合わせて共同利用を実現していきます²²」と述べており、県として将来に向けて共同利用がより一層重要度を増すという認識を持っていることが伺える。

情報提供依頼（RFI）結果分析結果報告書（案）をベースに、株式会社三菱総合研究所の力を借りつつ、落札者決定基準を策定し最終的な選定を行った。報告書における課題要望については、必須機能と任意機能に区分し、落札者決定基準において必須機能を満たさない場合は失格とする取り扱いとした。

落札者評価基準には、価格評価、技術評価²³、政策評価の3項目があり、合計点で最終的な評価が決定する。日立製作所とNTTデータの競合となった結果、政策点は同評価であったが、価格点及び技術評価点については日立製作所が勝る結果となった。報告書段階では共同化に関して一日の長があるとされたNTTデータであったが、落札者決定基準の項番18「共同化への取組みを評価」において、日立製作所7点に対してNTTデータ5点、落札者決定基準の項番19「共同化に伴い5年間で派生する効果を評価」において日立製作所8点に対しNTTデータ10点となり、2項目の合計点が同点となった。日立製作所の企画提案書では、将来的な他県とのシステム共同化の実現を視野に入れ、「共同化アプリケーション」のベースとなる「税務ベースアプリケーション」（＝広島県に納品されるシステム）を開発するとされたことが高評価を得たようである。加えて、移行作業に関する日立製作所の技術評価が高かったこともあり、総合点で日立製作所が選定される結果となった。

²¹ 同上18頁。

²² 同上。

²³ 技術評価点が6割（108点）に満たない場合は失格とする。

(5) 税務トータルシステムの導入コスト

(単位：円)

広島県税務トータルシステム設計・構築及び運用保守業務		
設計・構築業務委託料		
年度	年度別委託料	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
平成29年度	345,600,000	25,600,000
平成30年度	672,300,000	49,800,000
平成31年度	265,650,000	24,150,000
設計・構築業務委託料 合計	1,283,550,000	99,550,000
運用保守等業務委託料		
平成31年度	38,108,400	3,464,400
令和2年度	71,108,400	6,464,400
令和3年度	71,108,400	6,464,400
令和4年度	71,108,400	6,464,400
令和5年度	71,108,400	6,464,400
令和6年度	32,227,800	2,929,800
運用保守等業務委託料 合計	354,769,800	32,251,800
機器賃貸借料		
平成31年度	22,954,800	2,086,800
令和2年度	45,909,600	4,173,600
令和3年度	45,909,600	4,173,600
令和4年度	45,909,600	4,173,600
令和5年度	45,909,600	4,173,600
令和6年度	21,568,800	1,960,800
機器賃貸借料 合計	228,162,000	20,742,000
機械保守料		
平成31年度	4,936,800	448,800
令和2年度	9,873,600	897,600
令和3年度	9,873,600	897,600
令和4年度	9,873,600	897,600
令和5年度	9,873,600	897,600
令和6年度	4,606,800	418,800
機械保守料 合計	49,038,000	4,458,000
総合計	1,915,519,800	157,001,800

4. 税務トータルシステムと連携する外部システム

(1) 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

e-Tax は国が運営する国税電子申告・納税システムをいう。県は国税連携システムを介して、法人税及び所得税の課税情報等を受け取り、支店法人名簿、不申告法人、登録データを送付する。

納税者の課税情報をやり取りするだけでなく、2020年4月1日以後開始する課税期間から地方公共団体の特別会計に係る消費税等についてe-Taxが義務化されたことから、県自身もe-Taxを使って申告することとなっている。

(2) 地方税ポータルシステム (eLTAX)

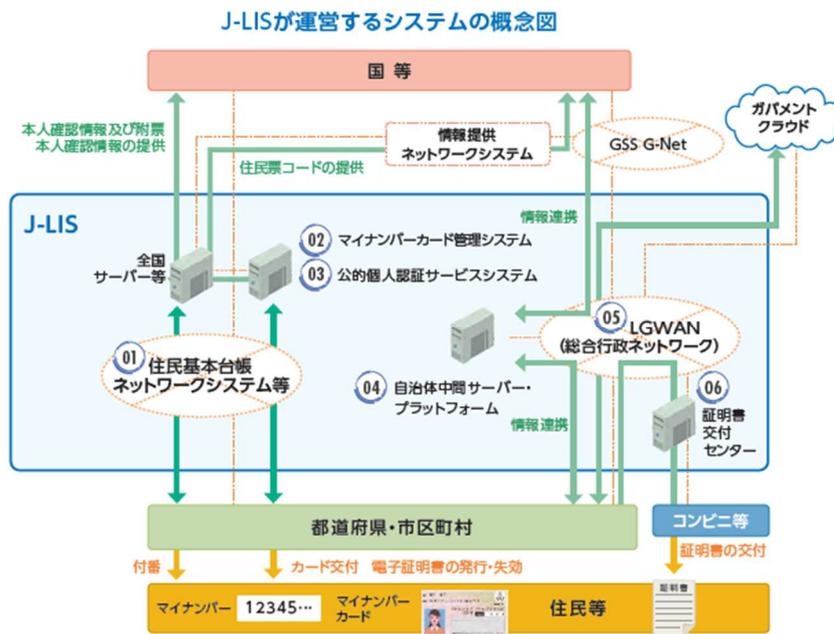
eLTAX は地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の手続きをインターネット経由で電子的に行うシステムである。

機構処理税務事務にはeLTAXの開発及び運用(電子申告事業、国税連携事業年金特徴事業等)、自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)に係る地方税関係システムの設置管理等(OSS共同利用化システム、自動車税納付確認システム(JNKS))がある。

広島県はeLTAXの利用に関して、令和5年度では78,814,007円の負担金を支払っている。

(3) 地方公共団体情報システム (J-LIS)

J-LIS は、地方公共団体情報システム機構及び当該機構が運営するシステムを指す。J-LIS は2014年4月1日に、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的に設立された。



J-LIS は、住民基本台帳ネットワークシステム等の運営、マイナンバーカード等の発行及びマイナンバーカード管理システムの運営、公的個人認証サービス、マイナンバー制度における情報連携、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、地方税・地方交付税等の情報処理事務の委託等を行っている。

地方税・地方交付税等の情報処理事務の委託の中には、①地方税務情報の処理、②地方交付税及び地方特例交付金算定事務の処理、③全国町・字ファイルの提供、④都道府県税務情報処理協議会の支援がある。それぞれの具体的内容は以下の通りである

- ① 都道府県及び市区町村等から委託を受け、次の地方税務情報に係る情報処理を行っている。
 - ・自動車登録・検査情報
 - ・環境性能割税額情報
 - ・たばこ流通情報
 - ・軽油流通情報
 - ・地方消費税清算情報
 - ・軽自動車検査情報
- ② 国及び都道府県から委託を受け、都道府県における市町村分地方交付税及び地方特例交付金の算定事務等の処理を行っている。
- ③ 全国の町・字・丁目までの最新の地名約 67 万件を収録した「全国町・字ファイル」を申し込みのあった地方公共団体等に提供している。
- ④ 都道府県の税務事務に係る円滑な情報処理の推進を図るため、都道府県税務情報処理協議会の運営を支援している。

広島県も J-LIS に業務を委託しており、契約内容、契約金額は以下の通りである。

J-LISへの委託業務及び契約金額

業務名	契約目的及び内容	設計金額 A (円)	契約金額 B (円)	落札率 B/A (%)
自動車税分配情報の作成業務委託	道路運送車両法第6条第1項の自動車登録情報から抽出された自動車税の賦課徴収のため必要とする情報を、本県の電子計算機に適合する形式に処理	9,619,442	9,619,442	100
たばこ流通情報管理システム運用業務	地方たばこ税の課税の適正化のため、申告書等の情報を全国レベルで一元的に処理し、製造たばこの流通情報の提供を受けるシステムの運営	2,324,520	2,324,520	100
軽油流通情報管理システム運用業務	各都道府県の業者の申告書、納入数量明細書等を一元的に管理するとともに、事業者の営業の開廃、異動等の更新情報等について、関係都道府県へ通知するシステムの運営	7,896,680	7,884,360	99.8
地方消費税の都道府県間精算システム運営業務	地方消費税の都道府県間精算システムの運営業務	451,880	451,880	100
全国町字ファイルの提供および保守	全国町字ファイル（住所コードの保守）	264,000	264,000	100

5. 課題・問題点（税務トータルシステムと他の業務システムとの連携）

税務トータルシステムと他の業務システムとが必ずしも連携しておらず、県職員の手入力による部分がかかなりの分量で存在している。19 億円超の巨額を投じて導入したシステムであることに鑑みれば、他のシステムとの連携についてもっと考慮されてしかるべきである。各税目におけるシステムの問題点については他章を参照されたい。

6. 意見（税務トータルシステムと他の業務システムとの連携）

税務トータルシステム再構築時にどのような検討をしたかという質問に対し、コンサルタントの協力を得てシステムベンダーに対して情報提供依頼を実施し、fit&gap 分析を行ってベンダーの選定を行ったとのことであった。fit&gap 分析は、ERP（企業資源計画）などのパッケージシステムについて、自社に適合（fit）している部分と乖離（gap）がある部分を見極める手法である。主にシステム導入時の検討段階に用いられ、複数のパッケージシステムの比較や、カスタマイズ可否を判断するために用いられる。

そもそも fit&gap 分析はパッケージシステムを選択する際に用いられる手法であるから、

システムがデフォルトの状態では適合しない部分について、県の実情に合わせたカスタマイズがどれほどできるのかという視点が重要になってくる。

現場から、「パッケージシステムだから柔軟性がなく、システムに合わせて手入力するしかない」という声が聞かれたことから考えて、まだまだ人力に頼っている実情がある。税業務を効率化するためには、貴重なマンパワーをより高付加価値な部分、たとえば税務調査など徴税額の増加に資する業務に振り分けることができるように、庁内の他の業務システムや外部システムとの連携ができるようなカスタマイズを実施すべきである。現状では、税務トータルシステムは何をトータルしているか分からず、巨大な記憶媒体という印象を拭えない。今後の改善に期待する。

県は現行システムの設計段階で共同化や外部システムとの連携を重視する姿勢を持っていたのであるから、その姿勢を具体化できるような評価尺度をもってベンダー選定に臨むべきであった。たしかにカスタマイズする部分が多ければ多いほどコストがかさむことは避けられないため、できるだけ元のシステムからの移行について変化が少ないもの、つまり機能適合度が高いベンダーを選ぶインセンティブが働くことが推測される。しかし、当時すでに e-Tax や eLTAX が稼働していた状況から考えて、もっと将来を見据えた判断を行うため、課題要望適合度により重点を置いた判断が必要ではなかったか。fit&gap 分析時にシステム要件を洗い出す際は、システム主管部門の意見のみではなく、関連する全部署の意見を聴くことが重要である。その意味では、税務関係の全部署から意見が寄せられており、それをまとめた資料も存在する。その中で、数は多くないものの外部データ取り込みやデータ連携に係る要望も上がっている。データ連携に関する事項はシステム選定時に見逃されやすい項目であることから、受け取る側がその重要度をきちんと認識する必要がある。データ連携やデータ取込みは税業務全体の効率性に関わる課題であるため、今後のシステム更改に際しては、データ連携やデータ取込みについてより注力していただきたい。

7. 課題・問題点（税務トータルシステムにおけるマイナンバー利用）

マイナンバーが国民に浸透している現状に鑑みて、税務トータルシステムにマイナンバーを使用して情報を集約する等の機能が搭載されていないのは非効率である。

8. 指摘（税務トータルシステムにおけるマイナンバー利用）

県税業務でマイナンバーの取り扱い又はマイナンバー利用によるデータ取得等ができないのはなぜかという問いに対し、「県税業務でのマイナンバー利用につきましては、システム改修に係る経費やマイナンバー管理に伴う追加の運用コストを考慮し、当面の利用を見送っているところです。なお、令和 8 年度より国において国税整理番号の廃止が検討されているため、マイナンバーでの管理を含め検討しているなど、必要に応じて利用の検討を行う予定です。」との回答を得ている。

しかし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイ

ナンバー法)は平成25年5月31日に公布され、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が導入されている。税務トータルシステムは令和元年9月に稼働しており、システム構築に関する検討段階からマイナンバーは存在していたこととなる。現在のマイナンバーの普及状況を予想できなかったのは仕方がないとしても、国がかなり力を入れてマイナンバーを推進している状況は把握できていたはずであるので、改修の際にコストを最小化できるような設計を行っておくべきであったと考える。

9. 課題・問題点（再委託先の業務遂行状況に関する報告）

株式会社日立製作所中国支社と再委託先との状況確認及び進捗状況について、県は報告を受けていない現状がある。

10. 意見（再委託先の業務遂行状況に関する報告）

税務トータルシステムの修正に関して、県と株式会社日立製作所中国支社との契約上で、株式会社日立製作所中国支社が再委託する業者とのコミュニケーションについて、1回/日の状況確認と、1回/週の進捗会議を実施する旨を県税務課宛に報告している。当該状況確認及び進捗会議の内容について県には報告が為されていないとのことであった。

修正作業の進捗については毎月、日立製作所から報告を受けているとのことであるが、その機会に再委託先とのやり取りについてまとめられた資料等の提供を受けるなどして、県もその内容を把握しておくことが望ましい。日立製作所が担当する案件については再委託の数が多いため、細やかに確認をすべきである。

11. 課題・問題点（システム改修の際の外部専門家からの意見聴取）

税制改正等があり、システムの改修が必要になった場合において、税理士等の外部専門家からのアドバイスや監修等を受けていない。

12. 意見（システム改修の際の外部専門家からの意見聴取）

税制改正等によりシステム改修が必要になった場合、広島県情報システム開発運用要綱に従って、改良内容や改良費について県の情報システムを統括している情報戦略担当部長（CIS）に協議を行っている。協議は、予算要求前にCIS企画協議を、予算成立後の契約前にCIS開発協議を実施している。

要綱に従って適正に手続きを進められていると考えるが、県の担当職員は必ずしも税の専門家ではないことから、税制改正等の大きな局面においては外部の専門家の知見を活用することが望ましい。

13. 課題・問題点（税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認）

税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認のための自己点検シートの適否に、×及び△のものが存在している。いずれも適切な指導が行われたようであるが、現場の職員のセキュリティ意識が必ずしも高くないことが垣間見られる。

14. 指摘（税務トータルシステムのセキュリティポリシー履行状況確認）

税務トータルシステムに関して、情報システム管理者は、セキュリティポリシーの履行状況を点検・評価するために、年1回10月末日付で自己点検シートにより自己点検を行うこととされている。直近5年分の自己点検シートのうち、適否欄に×又は△が記載された事例を以下の表にまとめた。

点検実施日	所属名	項目	適否	理由・備考
令和2年10月21日	税務課	パスワードは定期的に変更し（半年ごとの変更を推奨する）、以前使用したパスワードの再利用はしていない。	×	パスワード変更を半年ではなく1年に1回変更している。
令和2年10月21日	北部	利用する機器に対して最新のウイルス検査ソフトウェアを利用して定期的にウイルス検査を実施している	△	不正プログラム対策ソフトウェアによる検査等、不正プログラムに関する情報や対策を周知し、対策を徹底すること必要です。
令和3年11月15日	東広島	外部に送るデータの機密性または完全性を確保することが必要な場合には、電子署名、暗号化またはパスワードの設定を行っている。	×	LGWAN経由で市町へメール送信する場合、添付のエクセルファイルにパスワードの設定ができないため。
令和3年11月15日	北部	利用する機器に対して最新のウイルス検査ソフトウェアを利用して定期的にウイルス検査を実施している	△	不正プログラム対策ソフトウェアによる検査等、不正プログラムに関する情報や対策を周知し、対策を徹底すること必要です。
令和5年11月7日	西部	情報セキュリティ研修を受けるとともに、自ら意欲的に習得し業務の中で実践している。	×	「研修を受けていないし理解できていない」との回答が1件あり。初任者研修資料（「税務トータルシステムの概要」）を手交した。
令和5年11月7日	西部	パスワードは定期的に変更し（半年ごとの変更を推奨する）、以前使用したパスワードの再利用はしていない。	×	今年度採用の職員から「変更したことがない」と回答あり。変更方法を案内し、変更するように指導した。
令和5年11月7日	西部	利用する機器に対して最新のウイルス検査ソフトウェアを利用して定期的にウイルス検査を実施している	×	×回答2件あり、LAN端末、税務TS端末については自動で定期的なウイルスチェックが行われていることを説明した。
令和5年11月7日	西部	職務の遂行において情報資産を使用する場合は、関係法令等を遵守している。	×	どのような場合が想定されているか分からないとの回答1件あり、初任者研修資料を用いて情報資産、関係法令について説明した。

直近の令和6年の点検時は特に問題がなかったようであるが、令和5年には西部にて4件もの×評価がある。パスワードの変更について意識の低い職員が存在するようなので、継続的に啓発活動を続ける必要がある。

また、メールにファイルを添付する際の扱い、ウイルス検査の実施、情報資産使用の場合の関係法令遵守など、基本に立ち返った継続的な指導も重要であるように感じる。

県職員の更なるセキュリティ意識向上を目指し、今後も引き続き緊張感をもって自己点検を続けていく必要がある。現場の緊張感を維持するためには、自己点検の回数が年1回では不足している。中だるみを排除するために、自己点検の回数を年2回に増やすべきである。

15. 課題・問題点（広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行）

税務トータルシステム及び周辺の税務システムについて、広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行が必要である。

16. 意見（広島県行政デジタル化推進アクションプランに沿った改革の実行）

県では、令和3年8月に「広島県行政デジタル化推進アクションプラン」を策定し、デジタル技術やデータを活用して、県民の利便性向上を図り、より質の高い行政サービスへ繋げていけるよう取組を実施してきた。こうした取組により県民の利便性に資するデジタル化が進みつつあるが、今後さらに質の高い行政サービスに繋げていくためには、こうしたデジタル化をより一層推進し、誰もがデジタル化の恩恵を実感できる状態へと導いていく必要がある²⁴。

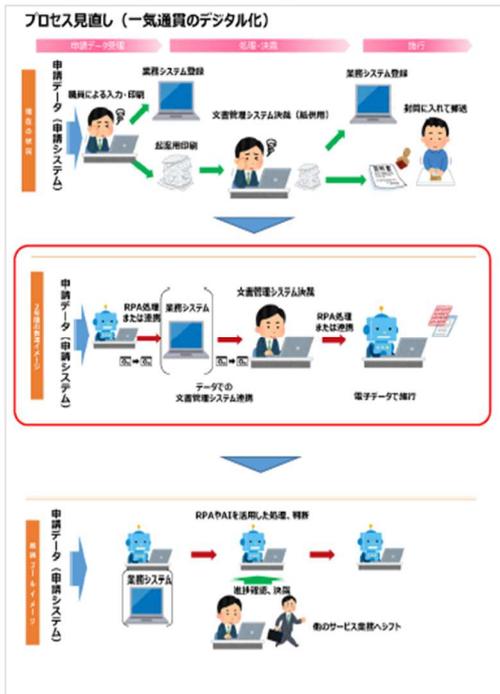
改定されたアクションプランによって設定された県庁 DX の最終ゴールイメージは以下の通りである。

AIをはじめとするデジタル技術やデータを徹底的に活用することにより、職員は、業務を効率的に進めるとともに、県民や事業者（以「県民等」という）一人一人のニーズに適ったきめ細かいサービスをスピーディに生み出すことができ、県民等は、時間・場所の制約なく、リアルでもバーチャルな手段でも自らの望む時に望む形でサービスを楽しむことができている。（「フレンドリー県庁」の実現）

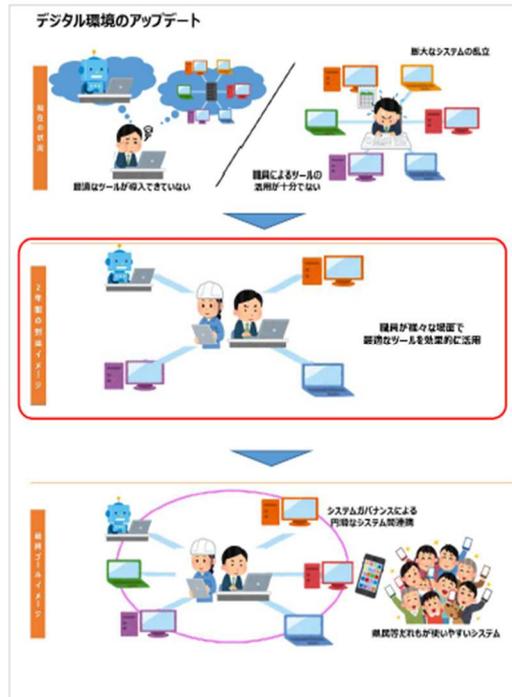
このゴールイメージ実現後の姿の例として挙げられた項目が、税務トータルシステムの現状と、今後のあるべき姿を示しているように思うので以下に掲載する。

²⁴ 広島県「広島県行政デジタル化推進アクションプラン（改定）」（令和6年2月）1頁。

(県が実行・発注する局面におけるプロジェクトの到達イメージ (一部))



(基盤となる県における環境のプロジェクトの到達イメージ (一部))



職員による入力作業が多く、紙媒体に出力しなければならない手続きが多く、二度手間の入力作業が乱立している、このような税務トータルシステムを取り巻く現況をよく表している図であると感じる。RPA 処理または連携を活用して業務を効率化し、税務調査等の他の業務にシフトできる体制を作る方向性を是非模索していただきたい。

そのためには、税務基幹システムを更新する際に、fit&gap 方式で現状からの移転に重点を置いた判断をするのではなく、共同化や連携を見据えて、業務プロセス自体を見直し、fit to standard 方式に近い方法でシステム選択をされた方が良いのではないかと考える。業務プロセスの見直しは大変な作業になることが予想されるが、導入費用が大幅に抑えられるうえに、大幅な効率化も図れるはずである。大局的な視点でデジタル化の荒波を越えて広島県行政デジタル化推進アクションプランのゴールイメージに到達していただきたい。

第14 個人県民税

1. 概要

県の仕事に必要な経費を、広く県民のみなさんに負担していただくという考え方で設けられているもので、「会費」のような性格を持った税金である。

個人県民税には、一定の額により課される均等割と前年中の所得について課される所得割とがあり、県民税と市町民税を合わせて一般に住民税と呼ばれている。

納める人と非課税の範囲は次の表のとおりである。

納税義務者	均等割	所得割
毎年1月1日現在で県内に住所がある人	○	○
毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っており、その所在する市町内に住所のない人	○	—

次のいずれかに該当する場合には、個人県民税は課税されません。

区分	内容等
均等割と所得割が非課税	・ 生活保護法による生活扶助を受けている方 ・ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方
均等割が非課税	・ 前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
所得割が非課税	・ 前年中の総所得金額等が次の算式で計算した金額以下の方 35万円×(同一生計配偶者・扶養親族の数+1)+10万円+32万円 ^(※) ※同一生計配偶者や扶養親族がない場合には、32万円の加算はありません。

2. 納税額について

(1) 均等割（年額）

区分	標準税率 ^(※1)	超過課税 ^(※2)	計
県民税	1,000円	500円	1,500円
市町民税	3,000円	—	3,000円

※1 令和6年度から、上記の県民税・市町民税と併せて、森林環境税（国税）が年額1,000円徴収される。

※2 平成19年度から、「ひろしま森づくり県民税」として課税されている。

(2) 所得割（年額）

◎所得割額の計算方法

$$\left(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額} \right) \times \text{税率} - \text{税額控除額} - \text{配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額} = \text{所得割額}$$

◎所得割の税率

区 分	税 率	
	広島市以外	広島市
県 民 税	4%	2%
市 町 民 税	6%	8%

※ 土地・建物等の譲渡所得や退職所得など分離課税されるものについては、別の方法により所得割額を算出します。

次の表は平成 27 年度から令和 5 年度の調定額の推移である。直近の 5 年間で見れば約 800 億円超を推移しており、令和 5 年度も県税全体に占める割合は 25.33%であり、重要な基幹税のひとつであることがわかる。

(単位：千円)

税目	27	28	29	30	1	2	3	4	5
個人県民税均等割・所得割	99,462,642	101,455,272	104,151,463	82,710,877	80,425,100	82,195,787	80,220,567	80,841,557	81,953,729
県税全体	343,173,757	348,071,867	345,965,283	332,955,507	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232
県税全体に占める割合	28.98%	29.15%	30.10%	24.84%	24.69%	25.09%	23.77%	23.81%	25.33%

(3) 申告と納税

申告については、3月15日までに、前年1年間の所得を1月1日現在の住所地の市町に申告する必要がある。ただし、給与所得のみの人や公的年金等に係る所得のみの方は、この申告は不要である。なお、所得税の確定申告書を提出した人についても、住民税の申告書の提出は必要ないが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載が必要である。

納税については次の表のとおりであり、特別徴収とは事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きして、その従業員に課税をした市町へ納入する制度である²⁵。

区 分	納税義務者	納付方法等
特別徴収	給与所得者	6月から翌年5月までの12回に分けて給与の支払者(特別徴収義務者)が毎月の給料から差し引いて納めます。
	特別徴収となる公的年金等受給者	4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分けて、年金の支払者(特別徴収義務者)が老齢基礎年金等から差し引いて納めます(安芸太田町を除く。)
普通徴収	上記以外の所得者	市町から送付される納税通知書によって、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。

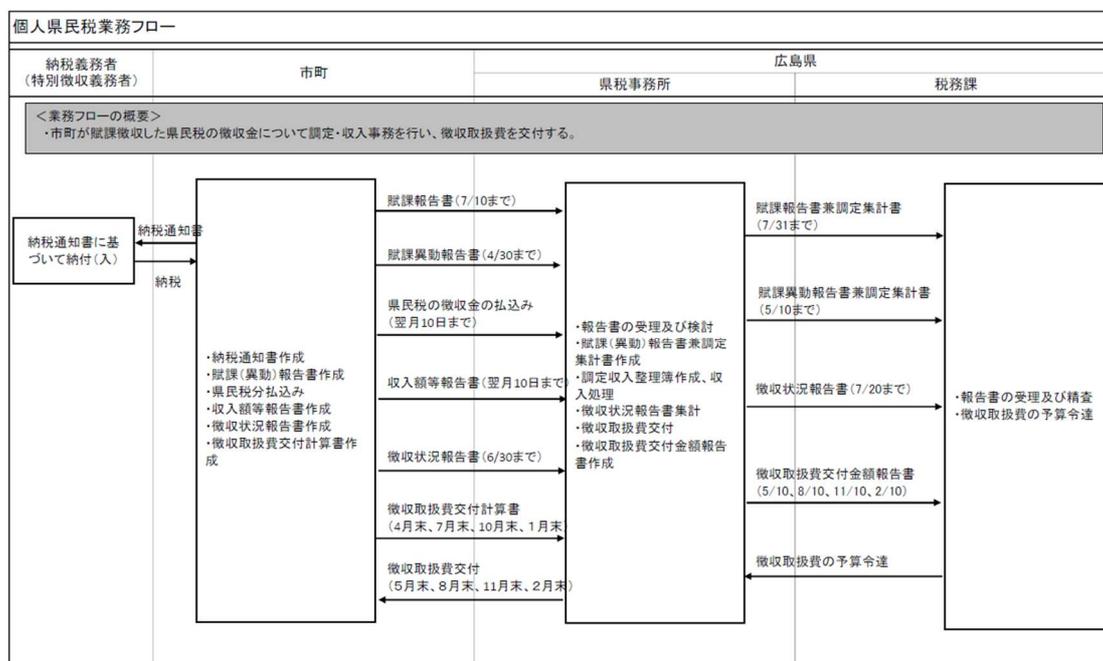
²⁵ 県と県内全23市町は、令和2年度（2020年度）から、原則すべての事業主の方を対象に、個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）を徹底している。

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4及び各市町条例）により義務付けられている。

(4) 業務フロー

次表は個人県民税に係る業務フローである。

ほぼ毎月同様の業務を行っており、県としての業務はほとんどないのが実情である。



3. 課題・問題点（個人県民税の特別徴収割合の推移）

県が作成した「給与所得者に係る特別徴収実施率の推移(市町別)」の推移を見てみると、資料「個人県民税の特別徴収割合」において、特別徴収が令和2年(2020年)1月から義務化され、対応年度である令和2年度から令和3年度にかけては特別徴収実施率の割合が増加している。しかし、令和3年度から令和4年度、令和4年度から令和5年度にかけての割合が総じて横ばい、もしくは減少の傾向にある。

4. その他（個人県民税の特別徴収割合の推移）

近年の特別徴収割合の減少傾向についての原因を尋ねると、「全市町で特別徴収を徹底する取組みは令和3年度までに一定の成果が得られたため、令和4年度以降はほぼ横ばいとなっています。対前年度減となった市町の要因としては、普通徴収が認められるケースに該当する方(退職者、休職者、給与の支払いが不定期の方等)が割合として増えた可能性が考えられます。」という回答であった。しかし、市町への徴収取扱事務負担をお願いしている以上、普通徴収の増加は市町の事務負担の増加につながると考えられるので特別徴収実施割合の注視は必要となってくるであろう。

市町名	特別徴収実施率														
	R5年度		増減率	R4年度		増減率	R3年度		増減率	R2年度		増減率	R1年度		増減率
	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位	%	
広島市	90.2	14	▲0.3	90.5	14	▲0.1	90.7	13	1.0	89.7	14	1.3	88.4	6	0.8
呉市	91.2	9	▲0.2	91.4	10	▲0.2	91.6	9	0.5	91.1	4	3.2	87.9	8	0.6
竹原市	92.5	2	▲0.2	92.7	4	0.3	92.4	4	0.3	92.1	2	2.2	89.9	3	▲0.7
三原市	90.5	11	▲0.4	90.8	13	▲0.1	91.0	12	0.7	90.3	12	4.7	85.6	15	0.5
尾道市	92.2	4	0.3	92.0	6	0.2	91.8	7	1.0	90.8	6	5.8	85.0	18	1.2
福山市	91.7	7	▲0.2	91.8	7	0.1	91.8	8	1.0	90.7	7	4.7	86.1	12	0.9
府中市	92.9	1	0.0	92.9	3	▲0.3	93.2	2	2.1	91.1	5	2.7	88.4	7	2.0
三次市	90.2	13	0.0	90.2	15	▲0.1	90.3	14	1.2	89.1	16	3.3	85.9	14	0.8
庄原市	91.6	8	▲0.4	92.1	5	▲0.1	92.2	5	2.0	90.1	13	3.9	86.2	11	1.8
大竹市	90.3	12	▲0.7	90.9	11	0.7	90.2	16	▲0.1	90.3	11	4.7	85.6	16	1.1
東広島市	88.9	17	▲1.0	89.9	17	0.2	89.7	17	0.7	89.0	17	3.6	85.3	17	0.2
廿日市市	89.8	15	▲0.4	90.2	16	▲0.1	90.3	15	0.7	89.6	15	2.7	86.8	10	1.6
安芸高田市	91.7	6	▲0.1	91.8	8	▲0.2	92.0	6	0.7	91.3	3	3.6	87.7	9	0.5
江田島市	88.8	19	0.5	88.3	20	1.7	86.6	23	1.5	85.2	22	5.8	79.4	22	1.0
府中町	90.9	10	▲0.7	91.6	9	0.3	91.3	11	0.7	90.6	8	0.8	89.8	4	▲0.3
海田町	92.3	3	▲0.8	93.1	1	0.5	92.6	3	2.1	90.5	9	▲0.8	91.4	2	0.3
熊野町	92.1	5	▲0.8	92.9	2	▲0.4	93.3	1	0.6	92.7	1	1.2	91.5	1	▲0.2
坂町	89.6	16	▲1.3	90.8	12	▲0.5	91.3	10	1.0	90.4	10	1.0	89.3	5	▲0.3
安芸太田町	86.6	23	0.2	86.4	23	▲2.4	88.8	18	0.8	88.0	18	5.3	82.7	19	▲0.4
北広島町	88.2	20	▲0.5	88.7	18	▲0.1	88.7	19	1.2	87.6	19	1.7	85.9	13	1.2
大崎上島町	87.5	22	▲0.7	88.2	21	1.0	87.2	21	0.1	87.0	20	4.8	82.2	20	▲0.9
世羅町	87.5	21	▲1.0	88.5	19	0.3	88.2	20	1.4	86.8	21	5.4	81.4	21	1.5
神石高原町	88.9	18	1.7	87.2	22	0.2	87.0	22	2.1	84.9	23	5.8	79.2	23	1.2
計	90.6	-	▲0.3	90.9	-	0.0	90.9	-	0.9	90.0	-	2.7	87.3	-	0.7

注：特別徴収実施率とは、給与所得のある納税義務者（※1）のうち、給与特徴である納税義務者（※2）の占める比率をいう。

※1：給与所得のある納税義務者数とは、課税状況調第2表1行（給与所得者）の納税義務者数

※2：給与特徴である納税義務者数とは、課税状況調第3表1行（給与特徴分）の納税義務者数

5. 課題・問題点（実地調査の結果について）

業務を担当している職員数は本庁1名、西部1名、東部1名、北部1名である。本庁の担当者は個人県民税に関する集計資料の作成が主な業務であり、各県税事務所の担当者の

業務内容は市町から送付された報告書を毎月確認することである²⁶。

6. 意見（実地調査の結果について）

各県税事務所単位では市町との意見交換は特に無く、業務も機械的である。業務に問題があれば税務課が対応し、市町との広島県都市税務主管課長会議や広島県町税務研究会に参加し情報交換をしているとのことであったが、市町が担う個人県民税の賦課徴収業務が適切に行われるよう、随時市町職員と情報交換しながら、業務上の問題点等について検討・協議し、必要な助言等を積極的に行われたい。

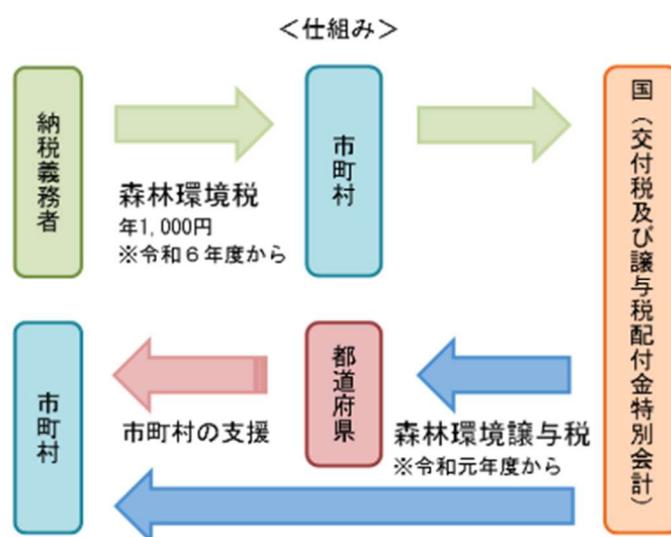
²⁶ 市は小数点8位、町は小数点6位（それぞれ切り捨て）で按分する。延滞金についても同様の処理をしている。

第15 森林環境税

1. 概要

森林環境税とは、令和6年度（2024年度）から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収される。

また、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県と市町村に譲与される。



創設の経緯としては、森林には、国土の保全、水源の維持、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの様々な機能があり、私たちの生活に恩恵をもたらしている。しかし、林業の担い手不足や所有者や境界の不明な森林の増加等により、経営管理や整備に支障をきたしている。森林の機能を十分に発揮させるため、間伐などの適切な森林整備を実施していくことが課題となっている。このような現状に加え、パリ協定の枠組みにおける目標達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要が生まれ、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

なお、森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、令和元年度（2019年度）から前倒しで譲与されている。

2. 納税方法と用途

(1) 納税方法について

納める人は毎年1月1日現在で国内に住所がある人であり、納める額は1人年額1,000円

となっており、市町が、個人市町民税均等割及び個人県民税均等割と併せて徴収する²⁷。

令和5年度までの税額及び令和6年度以降の税額

区分	税目	令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税		1,000円
県民税	個人県民税均等割	2,000円	1,500円
市町民税	個人市町民税均等割	3,500円	3,000円
合計		5,500円	5,500円

(2) 用途について

森林環境税の税収の全額が国から森林環境譲与税として都道府県・市町村に譲与され、都道府県及び市町村において次の費用に充てられる。

都道府県については森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てられ、市町村については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられる。

なお、広島県の取組事例については、県林業課のホームページに掲載されており²⁸、全国の実例については林野庁のホームページを参照されたい。

3. 課題・問題点（税務課としての対応）

令和6年度から徴収が始まった森林環境税の用途は、県農林水産局林業課森林集積促進担当が対応しており、税務課としての対応を7月と11月の2回に分けて次のように尋ねた。「今年度の市県民税の徴収が始まった5月中旬以降に全国的に話題となっているが、県にも質問、賛否などの問合せがあれば、その内容等をお知らせください」と尋ねたところ、回答は「11月30日時点で把握している状況は、問合せ件数：3件（税務課及び森林保全課分（林業課は該当なし））であり²⁹、問合せ内容については、聞取票を作成するなどし、林業

²⁷ 平成26年度から令和5年度までの個人県民税均等割及び個人市町民税均等割について、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、各年度分の税額が県民税・市町民税それぞれ年額500円引き上げられており、令和5年度に当該措置は終了した。

²⁸ 市町における森林環境譲与税の用途については、各市町のホームページでも公表されている。

²⁹ 問合せ内容としては、「①森づくり県民税も徴収しており二重取りではないか。②森づくり県民

課及び森林保全課と電子メールにより情報共有している。」との回答であった。

4. その他（税務課としての対応）

個人県民税の一部として県民から幅広く徴収するものであるので、今後も税務課のみでなく県全体で明瞭な情報開示を含む丁寧な対応と回答を続ける必要がある。

税との違いはなにか。③他県でも森づくり県民税は徴収しているのか。④負担する住民にも分かりやすく還元されるような用途を考えてほしい。⑤税として財源確保するのではなく、国税であり、国で一元的に予算を確保して事業を実施すればよい。」というものであった。

第16 ひろしまの森づくり県民税

1. 概要

県は森林を県民共有の財産として守り育て、健全な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的として、平成19年4月1日に「ひろしまの森づくり県民税」を創設し、これを財源として、県民の理解と参加を得ながら森林の整備や保全活動を行う「ひろしまの森づくり事業」に取り組んでいる。

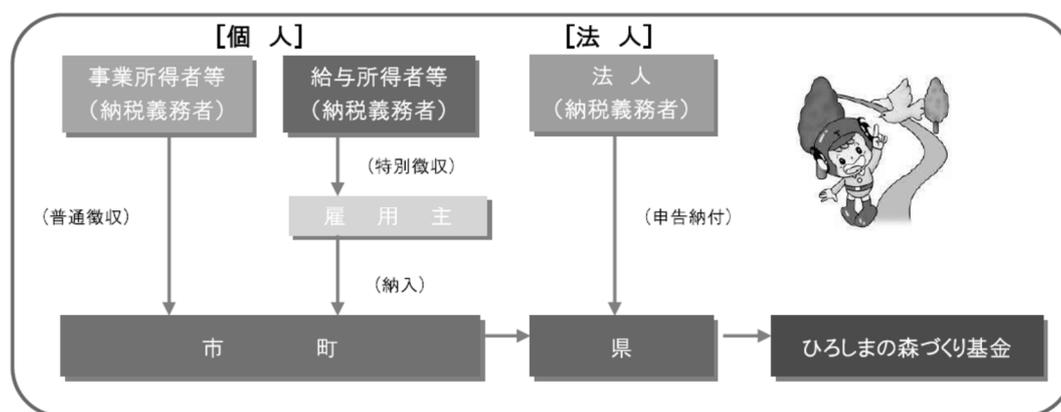
(1) 納税義務者

ひろしまの森づくり県民税は、県民税均等割に加算する方法で納める。

個人	県内に住所がある人 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、その市町内に住所のない人
法人	県内に事務所、事業所を持っている法人など

(2) 納税額

個人	年500円(均等割額に加算)
法人	従来の均等割額の5%相当額(年1,000円～40,000円)



(3) 課税の期間

個人	平成19年度分～令和8年度分
法人	平成19年4月1日～令和9年3月31日の間に開始する事業年度分

(4) 税収の使途

目指す姿を「地域の暮らしを守る県民参加の森づくりの推進」と定め、将来にわたって

森林の持つ公益的機能を維持・発揮させるために、次に掲げる施策の事業に使用する。

- ・人工林対策
- ・里山林対策
- ・森林資源の利用促進
- ・県民理解の促進

2. 課題・問題点（税額の計算式）

ひろしまの森づくり県民税は目的税であり、ひろしまの森づくり基金に積み立てられる性格の税金であるが、県が基金に積み立てる金額が、個人であれば 500 円に人数を乗じれば算出できるはずの金額を、独自の計算式で算出している。

また、法人県民税の超過税率においても、法人県民税の均等割の 5 % と税率が決まっているため単純に法人県民税の税額から算出すべきものが、県独自の計算式によって算出されている。

3. 意見（税額の計算式）

令和 6 年から森林環境税が導入され、県民は森林のために、多くの税負担を強いられている。目的税で徴収する以上、むしろ単純に計算できるはずなのに、独自の計算式で目的税部分を計算してしまっているため、財源として明確に区別すべき金額が歪んでおり、正しい金額で基金に積み立てるべきである。

第17 県民税利子割

1. 概要

銀行や郵便局などの金融機関から利子等³⁰の支払いを受けるときにかかる税金である。

(1) 納税義務者

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納める。

(2) 課税標準及び税率

支払を受ける利子等の額の 5%（所得税及び復興特別所得税として別に 15.315%が課税される。）

(3) 非課税の対象や内容と限度額

- ①障害者等の非課税制度に係る利子等（少額預金非課税制度（マル優）及び少額公債非課税制度（特別マル優）³¹それぞれ元本 350 万円以内
- ②勤労者財産形成貯蓄の非課税制度に係る利子等（財産形成住宅貯蓄と財産形成年金貯蓄合わせて元本 550 万円以内）
- ③非居住者が支払を受ける利子等
- ④その他所得税法等において非課税とされる利子等

2. 申告と納税

利子等の支払いをする金融機関などが、その支払いの際に特別徴収し、毎月分を翌月 10 日までに申告し、納入しなければならない。令和 3 年 10 月より eLTAX による電子申告・電子納入が可能となっている。

下記の表は平成 27 年度から令和 5 年度の調定額の推移である。直近の 5 年間は低金利の影響のため減少傾向にあり、県税全体に占める割合も以前は 0.3～0.5%程度あったものが 0.1～0.2%程度となっている。

³⁰ 利子等とは一般公社債の利子、預貯金などの利子のほか、合同運用信託の収益の分配金、私募公社債投資信託の収益の分配金などをいう。また、抵当証券、金貯蓄口座、一時払養老保険などの金融類似商品の収益も含む。

（平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定公社債などの利子等は利子割の課税対象から除外され、配当割の対象となった。特定公社債などとは、国債、地方債、外国債、外国地方債、公募公社債などである。）

³¹ 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき特定公社債などに係る利子等については、特定配当等となるため県民税配当割の課税対象となる。

(単位：千円)

税目	27	28	29	30	1	2	3	4	5
県民税利子割	1,703,880	1,031,478	1,619,484	1,382,273	705,758	783,925	586,087	325,588	333,124
県税全体	343,173,757	348,071,867	345,965,283	332,955,507	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232
県税全体に占める割合	0.50%	0.30%	0.47%	0.42%	0.22%	0.24%	0.17%	0.10%	0.10%

3. 市町への交付

県に納められた県民税利子割のうち、個人に係る利子額の 59.4%が、県内の市町に交付される。

4. 課題・問題点（電子申告の利用促進）

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税については、令和 2 年 4 月 1 日以後の開始事業年度より、大法人の電子申告が義務化されている。税務課へ「広島県でも令和 3 年 10 月 1 日より電子申告・電子納入の利用ができるようになっておりますが、申告書作成者と納税者が法人であると思われる個人住民税利子割については、電子申告の義務化は検討していますか。」との問いに対して、「義務化の検討はしておりません」との回答があった。

5. その他（電子申告の利用促進）

電子申告・電子納入が令和 3 年 10 月からスタートしているが、せっかくシステムを導入しても利用してもらわなければ、事務処理の省力化、効率化等の導入本来の目的が不十分であると思われる。

また、提出された申告書の中には手書きで書かれたものも多くあり、職員が目視でチェックしているため誤りが懸念されるという状況からも電子申告等の利用促進に積極的に取り組んでいただきたい。

6. 課題・問題点（実地調査について）

西部の担当者は 2 名、東部 1 名、北部 1 名で業務を行っている。

紙ベースでの申告は、広島県の指定金融機関が領収済通知書を基に収納データを作成し、税務課が当該収納データから申告書エラーリストを作成する。県税の担当者が当該エラーリストで税務 T S のエラー回復処理を行い、当該エラー回復後に出力された調定明細書と納入申告書の内容に間違いがないか目視で照合している。また eLTAX で申告受付をされたものについても、eLTAX システム上での収納データとの突合が済んでいる申告データをプリントアウトして調定明細書と目視にて照合している。

更正請求書を受理した場合には、更正請求書の記載内容を税務 T S の登録情報画面と照合し、仮登録して課内承認を受けた上で、本登録を経て特別徴収義務者へ還付される。

また納税義務者・申告書作成者が金融機関等であるのに期限後申告がある理由は、マル優等の非課税無効分の追加納付が主な原因であるとのことである。

7. その他（実地調査について）

あくまでも机上での事務処理であり、特別徴収義務者である金融機関等を訪問するなどの実地調査は全く行っていない。データのエラー原因の大半は「処理事項」欄（電算入力箇所）のコード記入漏れであるが、エラー内容から推測すると毎回同じ納税義務者の可能性が高い。軽微なエラーとはいえ、それを無くするための指導として実地調査を行うべきである³²。

8. 課題・問題点（更正業務の経済性と効率化）

一連の流れを利子割の業務フローに従ってデモをしていただいたものの、長期の低金利の影響もあり、その実例の中で更正金額があまりに寡少（5円）であるのに、月単位で職員間での承認事務などの手間がかかる処理がされており、郵便料金（110円）、金融機関の振込手数料（440円）等の還付手続きに関する経費が還付金額をはるかに上回る処理が行われていた。

9. その他（更正業務の経済性と効率化）

更正については地方税法等に基づき適切に処理する必要があるものであるが、上記課題・問題点も見受けられるため、業務効率化の観点から事務処理手順等について検討されたい。

³² 「処理事項」欄のコード記入漏れについては、プレプリントした申告書用紙の発送時（毎年1月）に同封している「県民税利子割納入申告書の記載についてのお願い」の中でも注意喚起をしているとのことである。

第18 県民税配当割（特定配当等に係る県民税）

1. 概要

上場企業または金融機関などから特定配当等の支払いを受けるときにかかる税金である。

(1) 納める人

特定配当等の支払いを受け、支払日現在、県内に住所のある人が、特定配当等の支払いをする上場企業または金融機関などを通じて納める。

(2) 納める額

支払いを受けるべき特定配当等の額の 5%（所得税及び復興特別所得税として別に 15.315%が課税される。）

(3) 特定配当等とは

特定配当等とは、上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金をいう。なお、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等については、県民税配当割の対象である。

(4) 非課税

身体障害者などの少額公債（国債、地方債）の利子に対する 350 万円までの少額公債利子非課税制度（特別マル優）などがある。

2. 申告と納税

特定配当等の支払いをする上場企業または金融機関などが、毎月分を翌月 10 日までに申告し納める。

なお、源泉徴収選択口座内については、1 年分をまとめて翌年の 1 月 10 日までに申告し納める。また eLTAX による電子申告・電子納入が令和 3 年 10 月より可能となっている。

下記の表は平成 27 年度から令和 5 年度の調定額の推移である。直近の 5 年間で見れば企業が株主還元のため配当額を増やしているため金額、県税全体に占める割合もおおむね上昇傾向にあり、令和 5 年度は約 41 億円（県税全体に占める割合 1.29%）であった。

（単位：千円）

税目	27	28	29	30	1	2	3	4	5
県民税配当割	3,806,859	2,374,364	3,315,960	2,683,844	3,156,907	2,904,622	4,276,457	3,624,073	4,168,734
県税全体	343,173,757	348,071,867	345,965,283	332,955,507	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232
県税全体に占める割合	1.11%	0.68%	0.96%	0.81%	0.97%	0.89%	1.27%	1.07%	1.29%

3. 個人県民税の申告

特定配当等については、個人の県民税の申告は不要である。

申告した場合には、個人県民税所得割として課税される。この場合、所得割額からすでに納めた特定配当等にかかる税相当額が控除される。

4. 市町への交付

県に納められた県民税配当割のうち 59.4%が県内の市町に交付される。

5. 課題・問題点（業務内容と電子化の推進）

西部の担当者 2 名がすべての事務処理を行っている。

紙ベースでの申告は、広島県の指定金融機関が領収済通知書を基に収納データを作成し、税務課が当該収納データから申告書エラーリストを作成する。県税の担当者が当該エラーリストで税務 T S のエラー回復処理を行い、当該エラー回復後に出力された調定明細書と納入申告書の内容に間違いがないか（目視で）照合している。また eLTAX で申告受付をされたものについても、eLTAX システム上での収納データとの突合が済んでいる申告データをプリントアウトして調定明細書と目視にて照合している³³。

更正請求書を受理した場合には、更正請求書の記載内容を税務 T S の登録情報画面と照合し、仮登録して課内承認を受けた上で、本登録を経て特別徴収義務者へ還付される。

ただ、配当割に関しては、社会的な貯蓄から投資へという流れの影響もあり、利子税のような還付業務のコストについては問題はないと思われる。

また、税務トータルシステムへの切り替えが令和 6 年 10 月より行われ、延滞金の計算が以前は手計算でしていたものがシステムでできるようになるなど、業務効率化も図られている。ただ、それ以前は ACCESS システムで管理をしており³⁴、ACCESS システムのデータを税務トータルシステムに引き継ぐことができなかつたため、過去の処理をする場合は以前の ACCESS システムを利用するなど、当分の間は業務において併用される状態となる。

6. その他（業務内容と電子化の推進）

データのエラーの訂正が主な業務であるが、文字が潰れて読み取れないなどのエラーの内容を鑑みても、電子化の推進を進めれば解決するものである。事務処理の一層の効率化を図るためにも電子申告等の利用促進に積極的に取り組んでいただきたい。

³³ 県の回答によると、エラーの大半は申告書に記入された文字が潰れていたりしてデータ入力パンチャーが読みとれなかったものとのことである。

³⁴ 平成 16 年に日立製作所によって作成されたものである。また ACCESS システムは Microsoft のソフトウェアの一つであり、広島県が独自に作成してもらったシステムなので、いつでも閲覧可能であり業務利用できるものである。

第19 県民税株式等譲渡所得割（特定株式等譲渡所得金額に係る県民税）

1. 概要

証券会社や金融機関などが設定する源泉徴収口座内で取引された株式などの譲渡益にかかる税金である。

(1) 納める人

源泉徴収口座内における株式の譲渡益などの支払いを受け、その年の1月1日現在で県内に住所のある人が、その譲渡益などの支払いをする証券会社などを通じて納める。

(2) 納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の5%（所得税及び復興特別所得税として別に15.315%が課税される）。

(3) 特定株式等譲渡所得金額とは

源泉徴収口座における特定口座内保管上場株式などの譲渡益、特定公社債などの譲渡所得、割引債の償還差益などをいう。

2. 申告と納税

特定株式等の譲渡益の支払いをする証券会社などが、1年分をまとめて翌年の1月10日までに申告し納める³⁵。また、eLTAXによる電子申告・電子納入が令和3年10月より可能となっている。

下記の表は平成27年度から令和5年度の調定額の推移である。直近の5年間で見れば金融緩和による株価上昇の影響を受けたと思われる、年度により変動はあるものの金額、県税全体に占める割合もおおむね上昇傾向にあり、令和5年度は約45億円（県税全体に占める割合1.42%）であった。

（単位：千円）

税目	27	28	29	30	1	2	3	4	5
県民税株式等譲渡所得割	3,451,437	1,301,668	3,098,394	1,939,893	1,651,223	2,885,882	4,648,193	2,536,049	4,594,502
県税全体	343,173,757	348,071,867	345,965,283	332,955,507	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232
県税全体に占める割合	1.01%	0.37%	0.90%	0.58%	0.51%	0.88%	1.38%	0.75%	1.42%

3. 個人県民税の申告

特定株式等譲渡所得金額については、個人の県民税の申告は不要である。

³⁵ 年の中途で源泉徴収口座の廃止届出書の提出などがあった場合には、その提出などがあった月の翌月10日である。

申告した場合には、所得割として課税される。この場合、所得割額からすでに納めた特定株式等譲渡所得金額にかかる税相当額が控除される。

4. 市町への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうちの 59.4%が県内の市町に交付される。

5. 課題・問題点（業務内容と電子化の推進）

西部の担当者 2 名がすべての事務処理を行っている。

県民税配当割と同様に紙ベースでの申告は、広島県の指定金融機関が領収済通知書を基に収納データを作成し、税務課が当該収納データから申告書エラーリストを作成する。西部県税の担当者が当該エラーリストで税務 T S のエラー回復処理を行い、当該エラー回復後に出力された調定明細書と納入申告書の内容に間違いがないか目視にて照合している。また eLTAX で申告受付をされたものについても、eLTAX システム上での収納データとの突合が済んでいる申告データをプリントアウトして調定明細書と目視にて照合している³⁶。

更正請求書を受理した場合には、更正請求書の記載内容を税務 T S の登録情報画面と照合し、仮登録して課内承認を受けた上で、本登録を経て特別徴収義務者へ還付される。

ただ、株式等譲渡所得割に関しても、社会的な貯蓄から投資へという流れの影響もあり、利子税のような還付業務のコストについては問題点はないと思われる。

納税義務者・申告書作成者が金融機関等であるのに期限後申告がある理由は、NISA 等の非課税無効分の追加納付が主な原因であるとのことである。

また、配当割と同様に税務トータルシステムへの切り替えが令和 6 年 10 月より行われ、延滞金の計算が以前は手計算でしていたものがシステムでできるようになるなど、業務効率化も図られている。ただ、それ以前は ACCESS システムで管理をしており、ACCESS システムのデータを税務トータルシステムに引き継ぐことができなかつたため、過去の処理をする場合は以前の ACCESS システムを利用するなど、当分の間は業務において併用される状態となる。

6. その他（業務内容と電子化の推進）

データのエラーの訂正が主な業務であるが、配当割と同様に事務処理の一層の効率化を図るためにも電子申告等の利用促進に積極的に取り組んでいただきたい。

³⁶ 県の回答によると、配当割と同様にエラーの大半は申告書に記入された文字が潰れていたりしてデータ入力パンチャーが読みとれなかつたものとのことである。

第20 個人事業税

1. 概要

個人事業税は個人が営む事業のうち、特に法律で定められた事業に対して課される県税である。納税義務者は、県内に事務所又は事業所を設けて、次の事業を行っている個人である。

(1) 納める額

税額の計算方法

$$\begin{aligned} & \text{前年の事業の総収入金額} - \text{必要経費} - \text{事業専従者給与(控除)額} = \text{所得金額} \\ & (\text{所得金額} - \text{各種控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額} \end{aligned}$$

※ 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。(所得税の青色申告特別控除の適用はありません。)

※ 年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象になります。

※ 事業専従者給与(控除)額は、生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱら当該事業に従事する者がいる場合、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- (1) 青色申告をしている場合…専従者に支払われた適正な給与額
- (2) 白色申告をしている場合…専従者1人について次のいずれか低い額
 - ① 配偶者の場合…86万円、配偶者以外の場合…50万円
 - ② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者の数+1)

区分	事業の種類				税率
第一種事業 (37業種)	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊技場業	5%
	保険業	船舶定係場業	飲食店業	遊覧所業	
	金銭貸付業	倉庫業	周旋業	商品取引業	
	物品貸付業	駐車場業	代理業	不動産売買業	
	不動産貸付業	請負業	仲立業	広告業	
	製造業	印刷業	問屋業	興信所業	
	電気供給業	出版業	両替業	案内業	
	土石採取業	写真業	公衆浴場業 (蒸し風呂、特殊浴場)	冠婚葬祭業	
	電気通信事業	席貸業			
	運送業	旅館業	演劇興行業		
第二種事業 (3業種)	畜産業	水産業	薪炭製造業		4%
第三種事業 (30業種)	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業(銭湯)	5%
	歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業	
	薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業	
	獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業	
	弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業	
	司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業	
	行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業	
	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業	3%

県のホームページによると、第一種事業のうち、不動産貸付業・駐車場業とは次の基準に該当する不動産又は駐車場を貸し付けている場合をいう。

業種	貸付区分	事業と認定される基準	
不動産貸付業	(1) 建物	一戸建住宅	10棟以上
		一戸建住宅以外の住宅（アパート、貸間等）	居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が10以上
		住宅以外（店舗、事務所、工場等）	5棟又は10室以上
	(2) 土地	住宅用土地	貸付契約件数（一の契約において、2面地以上の土地を貸し付けている場合は、それぞれを1件とする。）が10件以上又は貸付総面積が2,000平方メートル以上
		住宅用土地以外の土地	貸付契約件数が10件以上
	(3) 前(1)及び(2)の基準に満たない一戸建住宅、一戸建住宅以外の住宅、住宅以外の建物、住宅用土地等種類の異なる不動産の貸付を併せて行っている場合		棟数、室数、土地の貸付契約件数の合計が、10以上
(4) 前(1)～(3)の基準に満たない不動産の貸付を行っている場合		貸付の収入金額が年1千万円以上で、かつ、建物の貸付面積が500平方メートル以上	
駐車場業	建築物でない駐車場	収容台数10台以上（空き区画も含む）	
	建築物である駐車場（屋根付・立体式・地下式駐車場等）	収容台数は問わない	

（注意事項）

建物は空室を含みます。

建物の延床面積には、共用部分（廊下・階段等）の面積も含みます。

共有物件を貸付けている場合は、持分にかかわらず、貸付不動産全体の部屋数や面積、駐車可能台数により認定します。

野球場、卓球場、撞球場、舞踏場、映画館等競技、遊戯、娯楽、集会等のための施設を施した不動産の貸付を行っている場合は、上記の認定基準にかかわらず、不動産貸付業と認定されます。

区画されていない駐車場で、駐車台数が一定しない場合は、1台当たりの駐車所要面積を20平方メートルとして駐車可能台数を算定し、認定します。

(2) 非課税となる場合

次の事業・所得には課税されない。

(ア) 林業（伐採のみを行う場合は除く）・鉱物の掘採事業

(イ) 医業等の社会保険診療等による所得

(3) 各種控除

区 分	青色申告者	白色申告者
○ 損失の繰越控除 事業による所得が損失(赤字)となる場合	損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できません。	控除できません。
○ 被災事業用資産の損失の繰越控除 地震、風水害、火災などにより事業に使っていた資産(建物、機械、車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から3年間にわたって控除できます。	
○ 特定被災事業用資産の損失の繰越控除 特定非常災害の指定を受けた災害により事業に使っていた資産(建物、機械、車両など)が被害を受け、損失が生じた場合	損失の生じた年の翌年から5年間にわたって控除できます。	
○ 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除 事業に使っていた資産のうち、土地や建物以外の機械、車両などを譲渡したため損失が生じた場合	損失の生じた年及び翌年から3年間にわたって控除できます。	損失の生じた年のみ控除できます。

(4) 事業主控除

事業を行うすべての個人について、年額 290 万円（事業を行った期間が一年未満の場合には月割額）控除できる。

(5) 申告と納税

申 告	毎年3月15日までに前年分の事業の所得について申告します。 ただし、所得税の確定申告書、あるいは住民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。 また、年の中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1ヶ月以内(死亡により事業を廃止した場合は4ヶ月以内)に申告します。
納 税	県税事務所から送付される納税通知書により、8月(第1期分)と10月(第2期分)の2回に分けて納めます。 ※税額が1万円以下の場合は、第1期にその全額を納めます。

下記の表は平成 27 年度から令和 5 年度の調定額の推移である。直近の 5 年間で見れば約 40 億円超を推移しており、安定した財源のひとつである。令和 5 年度は県税全体に占める割合は 1.30%であり、県税全体に占める割合は少しずつではあるが上昇傾向にあることがわかる。

(単位：千円)

税目	27	28	29	30	1	2	3	4	5
個人事業税	3,717,571	3,859,460	3,902,394	3,874,906	3,963,663	4,134,677	4,244,729	4,424,842	4,204,999
県税全体	343,173,757	348,071,867	345,965,283	332,955,507	325,794,562	327,652,178	337,499,388	339,579,633	323,536,232
県税全体に占める割合	1.08%	1.11%	1.13%	1.16%	1.22%	1.26%	1.26%	1.30%	1.30%

2. 個人事業税の業務の流れ

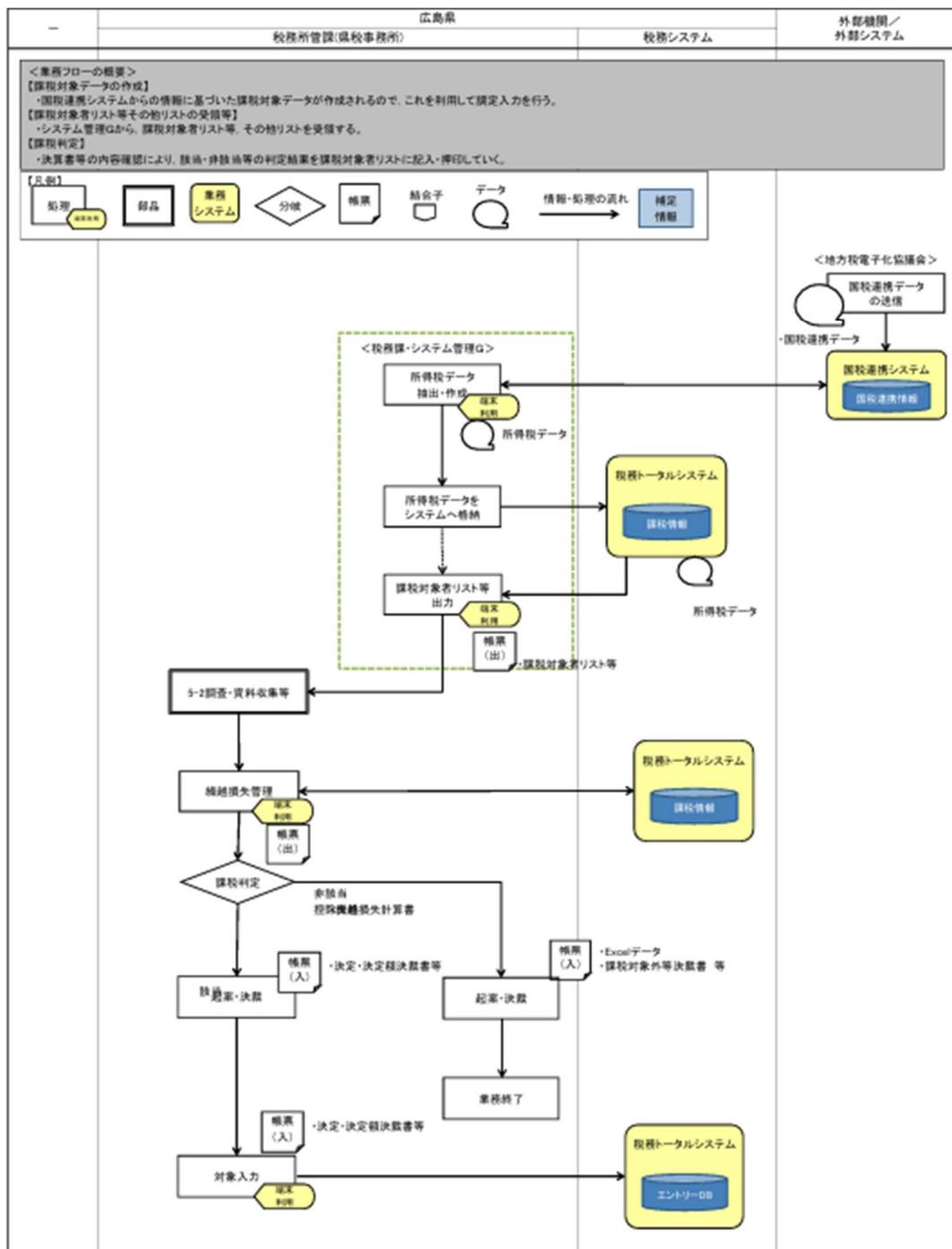
実務を担当する各県税事務所の担当者数は西部 12 名、東部 4 名、北部 1 名である。

個人事業税の課税の流れの業務フローを税務課で聞き取りをしたところ、eLTAX から次の情報を抽出しているとのことであった。

- ① 国税整理番号、賦課番号、住所、氏名、生年月日等の個人を特定できる情報
- ② 所得金額、特別控除等（青色申告特別控除額等）

上記の情報を、日立製作所の SE が県庁内で加工し、税務トータルシステムへ格納される。その格納されたデータを各県税事務所の職員が国税連携システムの数字を参照しながら、確認作業をしているという流れである。

以下は課税の流れの業務フローである。



3. 課題・問題点（照会文書のひな形の統一性）

個人事業税の聞き取り調査において、各県税事務所が独自に作成した聞き取り書に基づいて実施されている。

個人事業税の「不動産の賃貸状況に関する明細書」「医業等の収入についての回答書」「事

業調査書」などの調査書類等の様式³⁷が各県税事務所（西部・東部・北部）で統一したものはない理由と経緯について尋ねたところ、「各事務所が実態・必要性に応じた形で照会等を行うことから、様式については各所の判断に委ねています。」また、「現状、支障なく必要な情報を収集し、適正に事務処理が行われていることから、統一する予定はありません。」との回答であった。

4. 指摘（照会文書のひな形の統一性）

個人事業税の賦課業務の照会業務におけるマニュアルは存在せず、調査書類や聞き取りや調査も各県税事務所ごとで独自に行われており画一化されていないため、各県税事務所や担当者の事務処理能力に差異があるように、確認・調査業務が一定でない可能性がある。少なくとも、県で統一した調査書類・回答書やマニュアルは整備すべきである。

5. 課題・問題点（職員研修・研修資料について）

県が独自で作成している「令和5年度個人事業税初任者研修資料」の記載内容についての聞き取りを行った。その内容は『P.8の「青色申告特別控除額が65万円か10万円かの確認」と記載があり、令和2（2020）年度から55万円の控除の場合もあると思いますが、資料の内容の見直しはされましたか。』と尋ねたところ、「55万円控除は承知していますが、県税事務において所得税の青色申告特別控除額の認定を行うことはないため、口頭での説明としています。」との回答であった。さらに決算書等の内容をどこまで把握しているのかを尋ねた回答に対しては、『「青色申告特別控除前の所得金額」に限らず、所得の内訳や経費の内容、減価償却費など、賦課事務に必要な様々な情報を確認しています。決算書等では判断が付かない場合には文書照会をし、必要な情報を集めています。』との回答であった。

6. 指摘（職員研修・研修資料について）

現状の制度に合わせて資料もアップデートする中で、初任者研修資料テキストの記載内容を早急に加筆訂正すべきである。

また職員の能力向上を図るため「日商簿記検定講座2級コース（通信講座）」といった資料分析に必要な自己研鑽・自己啓発の制度を設けているが³⁸、実績が出ているとは言い難いものである。単なる数字の照合だけでなく、実地調査等につながるように決算書の内容が分析できるような職員を育成すべきである。

³⁷ ひな形については、北部県税事務所の「その他（営業）回答書」は8種類のひな形があり、西部県税事務所は5種類、東部県税事務所は7種類である。

³⁸ 過去5年の受講人数はわずか4名であり（R元年1名、R3年2名、R5年1名）、合格者1名である。

7. 課題・問題点（各種届出書の提出期限）

県の「個人事業税に関する手続」のホームページに各種届出書の手続き様式が掲載されている。その中で「備考」欄に届出書の提出期限が記載されており、その内容に問題があった。それは「個人事業税の開業届や廃業届等の提出期限がいずれもその日から 5 日以内となっておりますが、国税庁の開業届の提出期限は 1 か月以内となっており、それと比較してもあまりに短期間と思われませんが、5 日とされたその理由と経緯を教えてください。」との質問に対して、「開業届、廃業届の提出期限は、法人事業税などと同様に、広島県税規則第 24 条において定められています。昭和 29 年に制定後、特に見直しの形跡は確認されず、制定時に 5 日とした理由及び経緯は不明です。5 日を経過しても、収受しない性質のものではありません。」との回答であった。

8. 意見（各種届出書の提出期限）

各種届出書の提出期限はいずれも 5 日以内となっており、あまりに短期間である。実務に即した期間に改定すべきである。また、開業届の提出割合も令和 4 年度ではおおよそ 14% とされており³⁹、実際に提出を求めるのであれば県民や納税者へのさらなる周知が必要である。

9. 課題・問題点（事務処理の効率化）

県税事務所訪問時に感じたことではあるが、ペーパーレス化の進捗が進んでいないように思われる。個人事業税の課税額の確認作業についても、個人の確定申告書をプリントアウトした後、紙ベースの資料とパソコン画面を照合しながら作業を行っていた。

10. 意見（事務処理の効率化）

数値確認の業務は大きなモニターを利用すれば足りる問題であるし、現状のサイズでもモニターを 2 台並べて作業すれば、わざわざプリントアウトをして作業することもなくなるはずである。ペーパーレス化及び税務業務合理化のためにも対応していただきたい。

11. 課題・問題点（調査業務の内容）

県税事務所を訪問した際に、いずれの事務所からも個人事業税の課税標準額の内容確認の現地調査は行っていないとの回答であった。

サンプルをいただいた調査資料は、医業等の社会保険診療等による所得、不動産貸付業・

³⁹ 広島県に提出された個人事業税開業届提出件数[R4. 1. 1～R4. 12. 31]／R5年度新規個人事業税課税対象者[R4年所得に係る課税対象者] で算出を行っている。

駐車場業の事業規模、請負業の業態等の確認が行われていた。実地調査の内容でも、不動産貸付業や駐車場業の現況確認であり、それも近年では Google Maps（グーグルマップ）などで確認が一定数あるとのことであった。

12. 意見（調査業務の内容）

税務署が行っているような個人事業税の課税漏れを調査するような実地業務は見られなかった。調査を行わない理由としては、調査手法のノウハウが無いことや職員の資質不足が原因であるとのことであり、課税標準額の金額の内容調査については税務署へ一任しているとのことであった。所得税が課税されない納税者でも、所得から差し引かれる金額が多いなど場合によっては個人事業税が課税される例もある。県職員も調査の技能習得や経験など自己研鑽を積むために税務署等との連携を強めるなどの対策をとるべきである。課税の公平性からも、疑わしい納税者への積極的な調査と賦課をお願いしたい。

また、過年度において、広島県からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策として「広島県感染症拡大防止協力支援金」「頑張る中小事業者月次支援金」「利子補填金」などさまざまな支援金が給付されており、これらは税法上、雑収入として計上される。この点についても計上漏れがないかどうかの調査は個人事業税へ大きな影響を与えるため調査は必要であると考え。

第21 法人二税

1. 法人二税の概要

(1) 法人県民税

① 趣旨等

法人県民税は、法人も個人と同様に法律上の権利・義務を持ち、様々な活動を行っていることから、地域社会の費用を個人と同様に広く負担していただくという意味で設けられている。

② 納税義務者

法人県民税の納税義務者は以下の通りである。

区 分		均等割	法人税割
県内に事務所・事業所を有する法人		○	○
県内に事務所・事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人		○	—
県内に事務所・事業所・寮等を有する、法人でない社団又は財団	収益事業を行うもの	○	○
	収益事業を行わないもの	—	—
公益法人等	収益事業を行うもの	○	○
	収益事業を行わないもの	○	—

③ 納税額

法人県民税は、地域社会の費用を等しく分担する性格を有する均等割、法人の負担能力に基づく性格を有する法人税割で構成されている。

■ 均等割

区 分	納める額 ^(※)
① 公共法人及び公益法人等 ② 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの) ③ 一般社団法人及び一般財団法人 ④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社は除く。) ⑤ 資本金等の額が1千万円以下の法人	年額 21,000 円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額 52,500 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 136,500 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 567,000 円
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000 円

(注)「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年4月1日以後開始事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、「期末現在の資本金等の額(無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は調整後の金額)」と「期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」とを比較した大きい方の金額となります。

※ 平成19年4月1日以後に開始する事業年度分から「ひろしまの森づくり県民税」として超過課税を実施しています。

■ 法人税割

区 分	納 め る 額	
	平成26年10月1日から 令和元年9月30日までの 間に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
① 資本金の額又は出資金の額が2千万円を超える法人で、かつ課税標準となる法人税額が年額1千万円を超える法人 ② 保険業法に規定する相互会社で、かつ課税標準となる法人税額が年額1千万円を超える法人	法人税額の4.0% ^(※)	法人税額の1.8% ^(※)
上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

※ 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、超過課税(標準税率に0.8%上乗せ)を実施しています。

④ 申告及び納税

申告及び納税については、下表のとおりである。2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、従業者の数によって関係都道府県ごとに法人税額又は個別帰属法人税額を分割し、その分割した額を課税標準として法人税割額を算出する。

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 <small>(事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)</small>	予定申告	前事業年度の 法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日以後 6ヶ月を経過した日から 2ヶ月以内
	仮決算に基づく 中間申告	法人税額 \times 税率 + 均等割額	
確定申告		(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から 2ヶ月以内(申告期限の延長承認された場合を除く。)
修正申告	申告した税額に 不足額があること を発見したとき	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 確定納付額	すみやかに提出・納付
	申告後に税務署 の更正又は決定 を受けたとき	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 確定納付額	当該法人税を納付すべき日
公共法人等		均等割額	4月30日

(2) 法人事業税

① 趣旨等

法人事業税は、会社などの法人も事業を行う場合には道路や港湾などの各種の公共施設を利用して事業活動が行われることから、法人が受けた行政サービスに応じて行政に必要な経費を分担するという意味で設けられている。

② 納税義務者

県内に事務所、事業所を設けて事業を行う法人が納税義務者である。ただし、公益法人または人格のない社団などは、収益事業を営む場合に限り課税される。

③ 納税額

課税標準に以下に掲げる区分に応じて定められた税率を乗じた金額が課税される。

◎ 所得金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	課税標準	税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
普通法人 (一般の法人、法人でない社団や財団など)	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%	5.3%
	所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%
	資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得	6.7%	7.0%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%
	資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得	4.6%	4.9%

◆ 外形標準課税制度が適用される法人

法人の種類	課税標準	税率		
		平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(一部の法人を除く。)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.5%	0.7%
		所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%
	3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得			
	付加価値割	収益配分額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益	1.2%	1.2%
資本割	資本金等の額	0.5%	0.5%	0.5%

◎ 収入金額を課税の基礎とする法人

法人の種類	課税標準	税率	
		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
電気供給業 ^(※) 、ガス供給業 ^(※) 、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入金額	0.9%	1.0%

※ 電気供給業、ガス供給業のうち、一定の事業については、下記の見直しが行われています。

◆電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等を行う法人

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から次の各割の合算額となります。

法人の種類	課税標準		税率
			令和2年4月1日以後に開始 ^(※) する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	収益配分類(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)±単年度損益	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人等	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

◆ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、収入割 0.48%、付加価値割 0.77%、資本割 0.32%が適用されます。

(注)特定ガス供給業…20万kℓ以上のLNG基地を維持運用するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内でガス製造事業を行う法人が行うもの

◆ガス供給業のうち導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、16ページの「所得金額を課税の基礎とする法人」と同じ税率が適用されます。

④ 申告と納税

法人事業税の申告と納税は法人県民税と同時に行う。申告の種類と納税額は以下の通りである。

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 <small>(事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)</small>	予定申告	前事業年度の $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ 法人事業税額	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得金額等×税率	
確定申告		(所得金額等×税率)－中間納付額	事業年度終了の日から2ヶ月以内(申告期限の延長承認された場合を除く。)
修正申告	申告した税額に不足額があることを発見したとき	(所得金額等×税率)－確定納付額	すみやかに提出・納付
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(所得金額等×税率)－確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1ヶ月以内

(注) 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分した税額を申告し、納税することになっています。

2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、次の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出する。

区 分	令和5年3月31日までに 終了する事業年度	令和5年4月1日以後に 終了する事業年度	
非製造業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数		
製造業	従業者数 【資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人は工場の従業者数を1.5倍】		
電気供給業	発電事業 (特定卸供給事業 ^(※))	課税標準の3/4： 事務所等の固定資産で発電所の 用に供するものの価額 課税標準の1/4： 事務所等の固定資産の価額	課税標準の3/4： 事務所等の固定資産で発電所又 は蓄電用の施設の用に供するも のの価額 課税標準の1/4： 事務所等の固定資産の価額
	一般送配電事業 送電事業 特定送配電事業 (配電事業 ^(※))	課税標準の3/4： 発電所に接続する電線路の送電 容量 課税標準の1/4： 事務所等の固定資産の価額	課税標準の3/4： 発電所又は蓄電用の施設に接続 する電線路の送電容量 課税標準の1/4： 事務所等の固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
ガス供給業、 倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
鉄道事業、 軌道事業	軌道の延長キロメートル数		

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業及び配電事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

⑤ その他

- ・令和2年4月1日以後開始する事業年度から、事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人が行う法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告については、電子申告により行うことが義務付けられている。
- ・県に納められた法人事業税のうち7.7%が県内の市町に交付される。
- ・地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の一部が分離され、国税として課税されている。国税として課税された額は、一定の基準に基づき都道府県に譲与税として譲与される。

特別法人事業税

(令和元年10月1日以後開始する事業年度について適用)

法人の種類	課税標準	税 率		
		令和元年10月1日から 令和2年3月31日までに 開始する事業年度	令和2年4月1日から 令和4年3月31日までに 開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人		260.0%		
外形標準課税法人以外の 所得金額 課税法人	普通法人	37.0%		
	特別法人	34.5%		
収入金額課 税法人	下記以外の法人	30.0%		
	電気供給業のうち、小売電気 事業等、発電事業等を行う法人 (うち収入割部分) ^(※)	30.0%	40.0%	
	特定ガス供給業を行う法人 (うち収入割部分)	—	62.5%	

※ 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

地方法人特別税

(令和元年9月30日までに開始する事業年度について適用)

法人の種類	課税標準	税 率
外形標準課税法人	法人事業税の所得割額	414.2%
所得金額課税法人		43.2%
収入金額課税法人	法人事業税の収入割額	43.2%

※税率は平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度のもの。

2. 法人二税の課税状況

法人県民税の課税状況は以下の通りである。

法人県民税の課税状況（現年課税分）

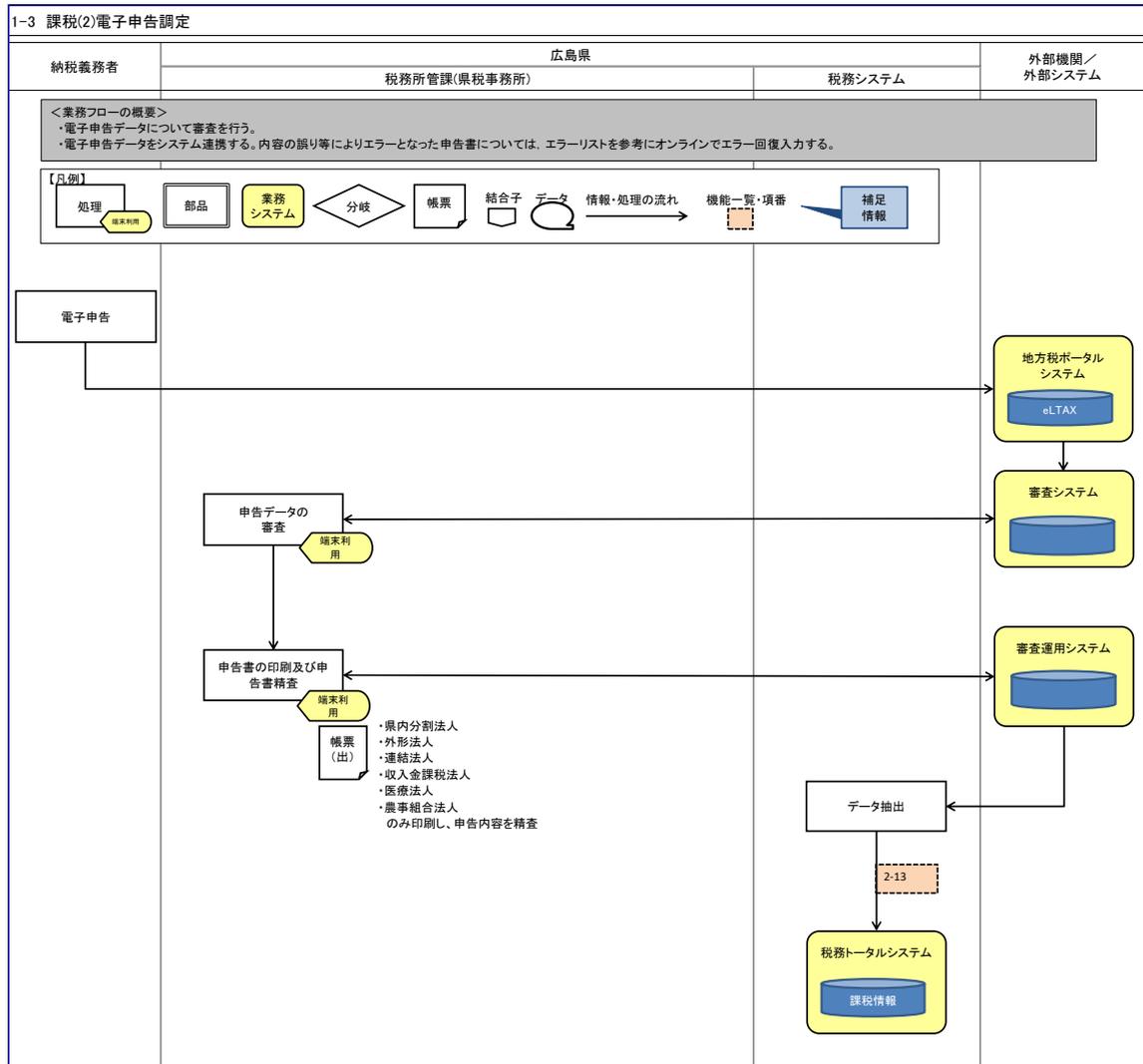
区 分	総 調 定 額	均 等 割		法 人 税 割 調 定 額			確 定 法	
		納 税 義 務 者 数	調 定 額	現 事 業 年 度 分	過 事 業 年 度 分	計	事 業 年 度 数	
平成 28 年 度 総 計	15,004,923	69,458	3,826,975	10,934,430	243,518	11,177,948	68,321	
平成 29 年 度 総 計	14,099,488	70,021	3,800,692	10,121,916	176,880	10,298,796	68,935	
平成 30 年 度 総 計	14,702,474	70,387	3,826,874	10,748,627	126,973	10,875,600	69,444	
合 和 元 年 度 総 計	14,030,355	70,860	3,860,992	10,042,390	126,973	10,169,363	69,819	
合 和 2 年 度 総 計	10,392,700	71,328	3,838,284	6,431,042	123,374	6,554,416	70,270	
合 和 3 年 度 総 計	8,890,092	72,355	3,857,572	4,969,917	62,603	5,032,520	71,100	
合 和 4 年 度 総 計	8,821,470	72,954	3,902,636	4,865,836	52,998	4,918,834	71,786	
普通法人	分割 本県本店分	1,450,464	2,780	186,907	1,252,092	11,465	1,263,557	2,729
	法人 他県本店分	4,801,757	9,517	2,164,504	2,621,323	15,930	2,637,253	9,190
	県 内 法 人	2,315,899	56,772	1,432,010	862,067	21,822	883,889	56,075
	計	8,568,120	69,069	3,783,421	4,735,482	49,217	4,784,699	67,994
特 別 法 人	185,780	1,163	68,491	117,190	99	117,289	1,156	
公 益 法 人	49,944	1,678	34,645	11,661	3,638	15,299	1,631	
寮等のみを有する法人	593	9	593	—	—	—	—	
人 格 な き 社 団 等	10,082	467	9,573	465	44	509	449	
清 算 法 人	6,951	568	5,913	1,038	0	1,038	556	

(単位：千円)

現 事 業 年 度 分 内 訳							
人 税 割 額	確定法人税割額に対応する前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度になる中間申告額		確定申告が翌年度となる見込納付額		中間納付額の歳出還付額
税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	事業年度数	税 額	
9,895,172	10,971	3,040,478	11,780	3,763,450	103	45,969	270,021
9,720,241	11,580	3,683,332	12,287	3,661,088	117	70,045	353,874
10,117,590	12,086	3,575,023	12,556	3,818,671	126	107,738	279,651
9,651,920	12,321	3,736,850	13,150	3,627,690	203	108,503	391,127
8,423,206	12,907	3,519,038	12,712	1,061,426	205	53,337	412,071
4,225,241	12,481	1,026,074	13,128	1,586,286	218	64,854	119,610
4,484,134	12,878	1,538,425	13,185	1,687,889	203	85,037	147,201
1,156,582	900	462,245	911	468,091	20	34,426	55,238
2,404,562	4,075	839,364	4,390	973,954	145	43,924	38,247
792,637	7,903	236,816	7,884	245,844	37	6,686	53,716
4,353,781	12,878	1,538,425	13,185	1,687,889	202	85,036	147,201
117,190	—	—	—	—	—	—	—
11,661	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
464	—	—	—	—	1	1	—
1,038	—	—	—	—	—	—	—

3. 法人二税と税務システムの関わり

現在、法人県民税及び法人事業税の申告の 8 割が電子申告（eLTAX）である。電子申告された申告データの業務フローは以下の通りである。



各県税事務所に紙媒体で提出された申告書については、県税事務所間を循環している郵便で一旦税務課に集約し、税務課から委託業者に渡し、pdf化後に税務課経由でデータ及び紙媒体の申告書が各県税事務所に戻される流れがある。

現場で確認したところ、返却後の紙媒体の申告書を見ることはほぼないようである。pdf化されたデータはファイル名が、「法人名、管理番号、事業年度、区分」になっているため、検索可能性が高く便利であるとのことであった。紙提出が全体の2割程度であることから、「業務的な負荷は増大するが、将来的には外注ではなく県税事務所内で職員がpdf化を行うときも訪れるかもしれない」との声も聞かれた。

4. 課題・問題点 (eLTAXと税務トータルシステムとの連動)

eLTAXから届いた申告書についてはeLTAXのステータスを「審査済」にすると税務トータルシステムに連動する仕組みとなっている。これに対して、eLTAXから届いた異動届出書等については添付書類を確認し税務トータルシステム中の台帳に異動を入力する。当

該台帳はeLTAXのステータスが「審査中」でも「審査済」であっても入力ができる。なお、設立・設置届についてはeLTAXと税務トータルシステムは連動しており、エラーチェック等の機能が備わっている。

5. 指摘（eLTAXと税務トータルシステムとの連動）

この現状は、人為的なミスを生じさせる危険な状態であると言える。ヒアリングによれば現場でも「eLTAX側で「審査済」にすることを失念する危険性を認識している。」という現場の声もあり、当職も実務上、かなり長期間にわたって「審査中」の状態のままステータスが動かなかった経験がある。人為的なミスを未然に防ぐため、また、納税者に無用な不安を与えないため、eLTAXと税務トータルシステムの連動が円滑に行われるよう改修を行うべきである。

6. 課題・問題点（既設法人が売電事業を開始した場合の確認）

「既設法人が大規模な売電事業を開始し、かつ、赤字決算の場合に誤って所得割課税のみで申告しているケースにおいて、未然にこのような事態を防ぐ方策や、事後的な確認・調査を行っておられますか。」との質問に対し、「基本的には、商業登記の事業目的に『売電』と記載のある法人（新設、業種変更）については、最初の事業年度に申告内容（財務諸表）を確認しています。一方、未届けで事業内容が変更された場合には、県ホームページに『電気供給業を行う法人の事業税について』を掲載し、適切な申告方法について周知を図っているものの、対象法人そのものを把握する有効な手段がありません。なお、上記において売電事業の実態が判明した場合には、法人や関与税理士に聞き取り調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うこととなります。」という回答を得た。電気供給業を行う法人の事業税について一定の啓発活動は行っているものの、対象法人にアクセスする手段がなく手をこまねいている状態である。

7. 意見（既設法人が売電事業を開始した場合の確認）

県の主張の通り、未届けで事業内容が変更された場合に対象法人そのものを把握する有効な手段がないのは事実である。しかし、このままでは課税逃れを容認するケースにもつながりかねないことから、一定の方策を練る必要がある。たとえば、経済産業省によれば、広島県には売電できる事業者として18件が登録されている。これらの事業者から情報を得ることで課税漏れを防ぐ方法も考えられる。当然、県単独ではこのような情報を入手することはできない。法的な問題もクリアしなければならないことが想定されるため容易なことではないが、国等と協議しつつ打開策を模索することも一つの方法ではないかと考える。

8. 課題・問題点（申告書送付時の封筒サイズ）

県は、法人二税の申告書が A4 版であることから、当該申告書を折らずに送付するために同サイズの封筒を使用して送付している。しかし、たとえば広島市の法人市民税の申告書は県と同じ A4 版であるにもかかわらず、三つ折りにして定形郵便のサイズで送付されている。

9. 意見（申告書送付時の封筒サイズ）

申告書を折込む作業に係るコスト等を勘案し総合的な判断は必要になってくるが、定形郵便のサイズで送付することにより郵送に係る全体のコストが削減できないかどうかの検討をすることには一考の価値がある。

10. 課題・問題点（委託業者における個人情報の取扱い）

紙媒体で提出された申告書の pdf 化については、納付書の作成に係るデータ入力と異なり、個人情報が記載されたままの状態ですべて委託業者に手渡される。秘密保持については業者との契約で一定程度の安全性は留保されるが、漏洩の危険性は比較的高い状態といえる。

11. 意見（委託業者における個人情報の取扱い）

pdf 化という業務の性質上、個人情報を黒塗りした状態で業者に渡すわけにはいかないため、個人情報漏洩の危険性は高いと言わざるを得ない。他税目ではあるが、実際に個人情報が流出した事案があることから、より一層の注意を払う必要がある。pdf 化の作業に対して一定の監視の目を入れるか、もしくは pdf 化の作業自体を外注せずに県庁内で完結する方法に切り替えることを検討する段階に来ていると考える。

12. 課題・問題点（提出された申告書の内容確認）

提出された申告書について、重複した提出や提出先間違いについてチェックをする。合わせて、eLTAX による申告は税務トータルシステムへの連携後に計算誤り等のチェック機能があり、また紙申告についても税務トータルシステムへの入力時に計算誤り等のチェックを行っている。この部分で問題がある場合は本人もしくは税理士に連絡する。

また、最終的には国税情報または他県からの課税標準通知に基づき、申告内容を確認し是認している。

13. 意見（提出された申告書のチェックリスト）

西部でヒアリングしたところ、実態として医療法人についてはほとんどチェックを行っているとのことであった。

職員の裁量に任される部分があってもよいが、県として一定のルールに基づいて、必ずチェックする業種や法人を設けて、業務の質のばらつきを無くすため、チェックリストを作成するなどの取組みが必要である。

14. 課題・問題点（国の税務行政 DX との関わり）

現在、国は税務行政 DX を強力に推進している。国税庁では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高速化」を目指していくとしており、そのためのインフラとして、令和 8 年には国税総合管理システムの抜本の見直しも予定されている。国と足並みをそろえ、より効率的なシステムを構築するべく迅速かつ入念な準備が必要である。

15. 意見（国の税務行政 DX との関わり）

国が精力的にデジタル化を推進しているなか、県も、内部事務のセンター化、システムを活用した調査先の選定などができる基盤をつくるべく、次世代システムの構築に向け業務の抜本的な見直しを含む様々な検討を行っていくべきである。